

平成27年第2回東大和市議会定例会会議録第15号

平成27年6月23日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（1名）

7番 森田憲二君

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（29名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	広沢光政君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
秘書広報課長	鈴木尚君	総務管財課長	中野哲也君

産業振興課長 乙幡正喜君
市民生活課長 田村美砂君
環境課長 関田孝志君
建築課長 中橋健君
学校教育部
副参事 小坂橋悦子君
中央公民館長 尾又恵子君

青少年課長 中村修君
生活福祉課長 東栄一君
土木課長 寺島由紀夫君
学校教育課長 岩本尚史君
社会教育課長 村上敏彰君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長（関田正民君） 昨日に引き続き、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

○20番（木戸岡秀彦君） 昨日に引き続き、再質問をさせていただきます。

公民館、市民センター、集会所、南街老人福祉館の改修の計画はないと、昨日、答弁をされました。そしてまた高齢の方が多く利用されてるともお伺いをいたしました。高齢の方が多く利用されていて、体力的につらいと言ってる人がいるんです。また高齢者だけではないんです。当然高齢者が大変だと言っておりますけれども、小学校、中学校も含めて、お子様もかなり皆さん苦勞をされております。その点に対して、改修を進めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 公民館におけますトイレの洋式化ということでございますけれども、昨日もお話しさせていただきましたけれども、今後全く改修しないということではございません。今のところ利用者の方、高齢者の方からの御要望が聞こえてこないというような状況もございまして、今のところ改修の予定がないということでございます。今後また利用者の皆様の声を聞きながら、そういう内容について考えてまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほど利用者のそういった要望はないとお話をされましたけれども、私は現に高齢の方から、そういった不便さを感じているということを知っております。また実際には、和式のため入らない人も、そういうことも聞いております。昨日ですか、改修に当たって大体30万円ぐらいかかるといってお話をされましたけれども、この費用、30万円くらいならば計画的にできるんじゃないですか、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子ども生活部では、市民センター、集会所、老人福祉館等、担当しておりますけれども、昨日市長の答弁の中で、今の設置の割合が、洋式が6割、和式が4割ということで、洋式のほうが多いんでございますけれども、何分、各施設とも老朽化で、いろいろ更新の時期も来てるということがございまして、例えば設備関係で、やはりそういうところでも多額の費用がかかるような状況でございまして、計画的に改修、更新等の計画は立ててるわけでございますけれども、何割が洋式と和式がいいのかというのは人それぞれだと思っております。女性の中では、和式のほうがいいというようなお声も聞いてるところでございますので、今後、各2階建てで、3階建てのところにつきましては、各フロアにあるのが理想的だと思いますので、今後の検討課題とさせていただけたらと思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今後の検討課題というのはわかるんですけれども、やはり皆様が、市民の皆様が困っているという現実があるわけですね。その点に対して、やはり具体的に計画を進めていただきたいと思うんです。できれば28年度から予算を少しでも計上して、一つ一つ改善をしていっていただきたいと思います。特に中央公民館、桜が丘市民センター、私は要望もよくお聞きしております。そういった意味では、まずそこか

らでも初めていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 今お尋ねのありました中央公民館のトイレの改修の計画についてでございますけども、先ほど子ども生活部長もお話ししましたとおり、公民館のほうでも老朽化が進んでおりまして、昨年は耐震工事をやらせていただいたこともございます。またそのほかにも、改修をさせていただきたいようなものが山積しておりまして、そちらのほうの計画のほうも進めなきゃいけないというのがございますので、優先順位をつけて考えてまいりたいというふうには思っております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 改修の優先順位というお話をされましたけれども、耐震工事が終了した、じゃ次の改修というのは何になるんでしょうか。このトイレに関しての改修は何番目になるんでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 実施計画は、公民館の改修計画については、今のところは大きいものは載ってない状況でございますけども、そのほか中央公民館については、ホールの屋根とか、それからほかの公民館においても、いろいろ外壁の調査、そういうものもろもろございますので、現在のところはそういう建物のほうの安全・安心のほうに力を入れていると、そういう状況でございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 今お聞きしましたけれども、実際に改修工事30万円ほどということですけども、やはり交渉次第ではある程度、価格的にも安くはなると思います。そういった分では、1カ所でもできるんじゃないかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど桜が丘市民センターのお話をいただいたところでございますけど、利用者の方で、各フロアにトイレはあるわけでございますけれども、男性のほうは半分ずつ設置がされてるということでございまして、女性のほうは御要望の方がおっしゃるとおり和式のほうが多いということがございますので、今後いろいろな設備、先ほども申し上げましたが、設備等の改修、更新を控えてるわけでございますけれども、その中でトイレのほうも改修の検討をしたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ優先順位を、本当に1番目にさせていただきたいと思います。それぞれ、さまざま優先順位があると思いますけれども、私、言ってるのは、じゃ全て今现阶段のところを改修してほしいと言ってるわけではなくて、一つ一つやっつけていけば予算はクリアできるんじゃないかなということを考えます。ぜひ、これを進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、小中学校のトイレの割合の件で、昨日もお話をさせていただきましたけれども、和式が7割、洋式が3割と聞いて私は本当に驚きました。やはりこれだからお子様が大変なんだなというのをつくづく感じました。耐震工事が完了してから改めて計画をしていくということをお聞きしましたけども、これは改修予定工事が29年度、これ予定ですよ。29年度と、これはまた延びる可能性があります。これから2年、3年、4年になるかもしれません。その間に、同じような状況でいくというのは、本当に子供たち、生徒にとっては大変苦しいことだと思いますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 小中学校の建設をした際には、当然全てが和式のトイレでございました。その後、昨日、市長答弁にございましたように、約3割は洋式化に改修をしてきたところでございます。現状において、生理現象ということで各家庭とのトイレの事情と異なってくるということは承知はしておるんですけども、そういう中で今、各小中学校には、基本的には各フロアに洋式のトイレが配置されてるような、そう

いう配慮はしてきております。今後も機会を見て、洋式化が少しでもふえるような形は考えていきたいと思いますが、現在、具体的な計画としては、やはり非構造部材の耐震化、そちらを最重点として計画しておりますので、その中での総合的な判断ということで進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ちょっといろいろお話ししたいことがたくさんあるんですけども、それでは提案なんですけれども、トイレ工事、1つにつき30万円かかるということで、結構経費がかかるということなんですけれども、この小学校、中学校のトイレの工事なんですけど、洋式変換型便座設置についてはいかがなんでしょうか。経費はかなり削減できるはずなんですけど、いかがでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 今議員のおっしゃった、そちらの変換用の便器というんでしょうか、そちらのほうまだ私のほうも、申しわけございません、把握しておりませんので、調べて検討はしてみたいと思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今言いました洋式変換型便座です。これしっかりと各企業にも問い合わせをさせていただければ、かなり低価格でできるんじゃないかと思います。まずこの数年間の間でも、そういうものを設置することによって子供が本当に快適に学校生活が送れる。大事なことだと思いますので、ぜひそれは進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

じゃ、続きましてにおい対策についてですけれども、昨日も他の議員からもお話ありましたけども、悪臭が強く感じられるということでした。床改修工事のことですけれども、尿石の改修工事、床改修工事ということでしたけれども、これ早急に学校、場所を調査をして速急に進めていただきたいと思うんですね。当然これは先ほど言いました耐震工事の後ではなくて、現時点でもしているということをお聞きしておりますので、それはしっかりと調査をして進めていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 小中学校のトイレのにおいということで、私どももそのために、あるいは別の用事するときにも、意識してトイレのにおい、嗅いできて、また定期的についところはどこだったかとかいうことも、記録といいますか——した上で、今回も27年度の予算で、特ににおいがきつかったと考えられる学校につきましては、予算化をして床改修工事と尿石除去の清掃工事というものを、予算を計上させていただいております。そういう形で今後も小中学校のトイレの状況、天候などにもかなり左右される部分もございまして、意識して学校のほうには足を運んで状況は確認してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今予算化というお話をされましたけども、具体的にどこかというところわかりますでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 27年度、予算化されてるものにつきましては、まず第四中学校の床改修工事、それと第二中学校においては尿石除去清掃委託、こちらが予算化されておまして、今準備を進めてる最中でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今、四中と二中ということでお話ありましたけども、それぞれ調査をしているならばわかると思いますので、しっかりその予算化をされてると思いますので、しっかりそれは進めていただきたいと思います。また、ぜひ公表していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、東大和市総合福祉センターの西側道路のことについてお話をさせていただきます。

昨日も市長が答弁で、開通は困難ということでお話を聞きました。それでは、開通はしないということ
でよろしいのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市道第704号線の開通につきましては、短期的に見ますと総合福祉センターの
整備の時期に合わせたときでは、開通は困難というふうに捉えております。ただし長期的に見れば、道路とい
ったものは、その機能といたしましてネットワークが図れていることが、住んでる方の利便性や防災性とい
った観点からは必要だというふうに捉えておりますので、条件が整ったときには何かしらの方策で開通させてい
くという考え方は持っているということでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほど条件が整ってからということは、この条件というのはどういうことでしょう。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 昨日の市長の答弁でも申し上げておりますけれども、現在、路線を通して歩行
者の安全の確保が図れるような状況ではございません。具体的には、途中の705号線から北側のところでは、
歩行者の安全を確保するような歩道の整備といったものはできない状況でございますので、その辺のところの
歩道の確保等ができるような状況になったときに、考えていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） その歩道の確保というお話がありましたけれども、これは時期的にはどのぐらいだと
お考えでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現在いつという計画を持っておりません。と申しますのが、周辺の開発等で協
力を得ながらということで、徐々に道路が広がっているというような状況でございます。この704号線につき
ましては、ちょうど総合福祉センターができるすぐ北の部分、共同住宅が建ち並んだところにつきましては、
その開発に合わせて協力をいただいて、歩道の確保ができてるといふ整備が進んでまいりましたので、似たよ
うなやり方、手法をお願いをしながら必要な幅員を確保していきたいというふうに考えてるところでございま
す。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 具体的にはまだなっていないということですが、あの地域はマンション群に囲ま
れている地域でありまして、昨日もお話したと思うんですけども、この6日に事故も起きております。そう
いった意味では、本当に慎重にやっていたかかないと大変なことになるんじゃないかなとは思っております。

それで、お尋ねしたいんですけども、この704号線の道路を利用している小中学校の通学路の人数がわか
れば教えていただきたいんです。

○土木課長（寺島由紀夫君） この市道第704号線の沿線の小中学生の人数ということでございますが、まず学
区は第八小学校と第四中学校になります。このマンションが建ち並んでおりますが、合計7棟、建っておりま
して、その中で小学生が158人でございます。中学生が104人となっております。合計で262人ということに
なっております。一戸建ても数軒ございますが、ちょっとそれはカウントしてませんので、これプラスアル
ファということになるかと思いますが、そのような人数になってございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

262名、戸建ての方も、かなりお子さんもいらっしゃいますので、これ270名は超すと思いますけれども、以前から問題になってますカシオの跡地を含めて、カシオの裏の交差点の信号設置の要望がずっとされておりまして、その点も関連するのでしょうか。その状況をお聞かせください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市道704号線の途中に、東西にあります市道705号線との交差点がございますが、この交差する十字路につきましては、平成18年度以前から今日、平成26年度まで、毎年、東大和警察署に対しまして信号機の設置要請を文書をもって行っているところでございますが、まだ現在のところ実現には至っていないような状況でございます。その理由としまして、想定されるところでございますが、交通量がそれほどないということと、あと交差点になっておりますが、一方向部分が行きどまりであることが要因になっているのではないかとということで警察署のほうから言われてございます。それから既存信号機との離れですね、離隔といいますが、それが桜街道側と都道側、両方がございますが、その距離が短いということも要因になっているのではないかとということが考えられます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

カシオの跡地というのは、計画は、予定があるのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） カシオ計算機の用地につきまして、具体的にいつ、どのような形で土地利用されるというようなことでの情報等はつかんでおりません。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） その開通というのは、先ほどまだ見通しがつかないというか、お話をされましたけれども、先ほどこの交差のところは本当に抜け道で、最近車がかなり多くなっております。実は事故が、今月、先ほど言いました1件、その前にも何度も、事故に遭遇された方、事故に本当に遭って危ない思いをした方がかなりたくさんおります。この点に関しては、本当に慎重に道路開通に関しては進めていただきたいと思っております。当然住民の方の反対がかなりございますので、そういった意味では慎重にお願いしたいと思っております。とにかく安全第一で取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

私の質問は以上で終了いたします。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（関田正民君） 次に、17番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[17番 荒幡伸一君 登壇]

○17番（荒幡伸一君） 皆さん、おはようございます。議席番号17番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、平成27年第2回定例議会における一般質問を行わせていただきます。

まず、さきの東大和市議会議員選挙におきまして、多くの市民の皆様から温かな御支援を賜りまして初当選をさせていただきました。議場へと送っていただきました。私の尊敬する政治家であり、ジョン・F・ケネディ大統領が最も尊敬する日本人として、名前を挙げたことで有名になった米沢藩主の上杉鷹山は、財政再建という経済的手法ばかりがクローズアップされておりますが、実は障害のあった正室の幸姫への愛、地域への愛、そして民への愛と信頼がありました。私も生まれ育った東大和市への愛は誰にも負けません。御期待いただいた市民の皆様、そして東大和市に恩返しができるよう、誠実な議員として4年間、精いっぱい働いてまいり

ます。そのためにも、我が公明党の立党精神である「大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいく」を常に肝に銘じ、お一人お一人の声をしっかりと市政につなげてまいる決意でございます。市長を初め、職員の皆様、そして先輩、同僚議員の皆様、大変お世話になりますが、何とぞよろしく願い申し上げます。

さて、質問に入らせていただきます。

今回、私は大きく5点について質問をさせていただきます。

まず大きな1点目といたしまして、サービスつき高齢者住宅についてでございます。

今後の急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加への対応、認知症高齢者への対応が重要な課題となっております。そのためサービスつき高齢者住宅、今後は「サ高住」と呼ばさせていただきます。サ高住への需要がふえております。厚生労働省は、7月から医療、看護、介護を一体的に提供するサ高住を老人福祉法の有料老人ホームのガイドラインの適用対象とし、自治体が立入調査など行政指導を行えるようにすると発表いたしました。

そこで、お伺いをいたします。

①市内事業者との情報共有についてお尋ねいたします。

ア、市として市内事業者との現状はどのようなものでしょうか。

イ、利用者のニーズに対応しているのか。

②自治体の立入調査についてお尋ねをいたします。

ア、市としてどのように考えるか。

ア、今後の展開や取り組みについてお聞かせください。

次に、大きな2点目といたしまして感震ブレイカーの普及促進についてでございます。

5月30日、午後8時24分ごろ、小笠原諸島沖でマグニチュード8.5の巨大地震があり、新幹線など交通への影響は各地に広がり、駅に大勢の人が足どめになりました。また高層ビルの上階に取り残される人が相次ぐなど、さまざまな分野にわたって影響が出たことは記憶に新しいところでございます。いつ起きても不思議ではないと言われている首都直下型の巨大地震、過去の大震災による火災は電気に起因する割合が高いと指摘されております。内閣府などの資料によると、1995年の阪神・淡路大震災では約61%、2011年の東日本大震災では津波による出火や原因不明な出火を除いて約65%に上がります。中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループの最終報告では、火災による被害想定は最大で焼失棟数約41万棟、死者数約1万6,000人、対策は待ったなしの状態である。同報告では、感震ブレイカーを全世帯に普及させ、初期消火を徹底すれば火災の死者数が9割以上減るといふ推計も示し、普及を呼びかけております。

そこで、お伺いいたします。

①市として、普及促進についてどのように考えているか、お尋ねいたします。

②大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会の報告を受けて、どのように考えるかお尋ねいたします。

ア、今後の展開や取り組みについてお聞かせください。

続きまして、大きな3点目といたしまして学区域についてでございます。

大型集合住宅などの建設に伴い、各小学校、中学校の生徒数にばらつきがあります。今後の推移や地域性を考えても、劇的な変化は考えられないと思います。また中学校グループを中心とした小中一貫教育を進めてお

りますが、その点についても市民の方から疑問の声が上がっております。

そこで、お伺いいたします。

現在の学区割についてお尋ねいたします。

ア、現在の状況についてどのように考えるか。

ア、問題点は。

イ、今後の展開や取り組みについてお聞かせください。

イ、一つの小学校の生徒が、別々の中学校に通わなければならないことについてどう考えるか。

ア、今後の取り組みについてお聞かせください。

続きまして、浸水状態についてでございます。

ここ数年来、環境の変化に伴って大変な水害が全国各地で発生しております。当市におきましても、向原地域や南街地域などで水害が発生いたしました。また余り知られてはいないようですが、奈良橋3丁目から高木3丁目の奈良橋川沿いにおいても、床下浸水や冠水で車が出庫できないなどの被害が起きております。また独居の高齢者も多く、深夜に大雨が降ると不安で寝ることができないと嘆いておられます。他の地域でも、水はけが悪く、スリップ事故が起きて困るとの声もいただいております。梅雨に入り、台風やゲリラ豪雨などが心配な時期になりました。

そこで、お伺いいたします。

①水はけが悪い地域についてお尋ねいたします。

ア、市として、どのように把握し、対応しているか。

ア、現状について。

イ、今後の展開や取り組みについてお聞かせください。

最後に、大きな5点目といたしまして、空堀川遊歩道（管理用通路）についてでございます。

空堀川の改修工事も進み、景観や環境もよくなってきたと実感しているところであります。バードウォッチングや写真撮影、魚釣りなど、さまざま楽しんでいる市民の方を見かけます。またランニングやウォーキングで汗を流している方、御夫婦やグループで散歩を楽しんでおられる高齢者の皆様など、ほほ笑ましい光景をよく目にするようになりました。そこで多く御要望があったのは、御高齢の方から、ちょっとした休める椅子が欲しい、トイレがあるともう少し足を伸ばして歩けるのだが。また子育て世代の御夫婦からは、幼児が遊べるような遊具を設置してほしいなどの声がありました。

そこで、お伺いいたします。

①空堀川遊歩道（管理用通路）の現状と今後についてお尋ねいたします。

ア、ベンチやトイレ、また遊具などが設置されるのかお聞かせください。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては答弁を踏まえて自席にて行わさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔17番 荒幡伸一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） おはようございます。

初めに、サービス付き高齢者向け住宅に係る市と市内事業者との情報共有についてであります。市では市内全ての介護サービス事業者に対する連絡会を開催しており、さまざまな情報提供を図っております。

次に、利用者のニーズへの対応についてであります。入居者へのサービスにつきましては、生活相談、安否確認、食事や訪問介護などのサービスが提供されております。現在、市には入居者からのサービスに係る苦情や相談は寄せられておりませんことから、入居者のニーズに対応できているものと認識しております。

次に、立入検査の取り組みについてであります。サービス付き高齢者向け住宅への立入検査につきましては、老人福祉法、介護保険法に基づき東京都が検査を行っております。なお、入居者のうち、当市の被保険者からの介護サービスに係る苦情、要望等があった場合には、東京都と連携を図りながら適切に検査を行ってまいります。

次に、感震ブレーカーの普及促進についてであります。過去の大震災における火災の原因の6割以上が電気に関するものとされております。感震ブレーカーとは、大震災発生時に自動的に電気の供給を遮断するものであり、分電盤タイプとコンセントタイプ、その他、一定の震度によりおもり玉が落下することでブレーカーを遮断するものなどがあります。感震ブレーカーの設置には、出火防止策として効果がある一方で、夜間の場合、一斉に電気が停止することについては、避難行動をとる上で障害となる可能性もあると考えております。

次に、今後の展開や取り組みについてであります。大規模震災時の電気火災の発生抑制に関する検討会の報告書は、平成27年3月に感震ブレーカー等の性能評価の考え方や、設置に当たっての留意点等をガイドラインとして作成し、今後の普及策等をまとめたものであります。一方で、感震ブレーカー等の普及に向けた取り組みは、阪神・淡路大震災から20年を経た現在においてもいまだ進んでおりません。東京都においても、その取り組みはされていない状況であります。市として今後、初期消火対策とあわせ、出火防止策の効果等について、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、現在の通学区域についてであります。平成25年5月に策定した東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針では、学校と地域社会の関係を重視した指定学校制度を引き続き採用することとし、今後につきましては児童・生徒数の推移や最新の状況を注視する中で、方針の内容に沿った検討を行ってまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、水はけの悪い地域の現状についてであります。短時間に集中して降る大雨により、市内の数カ所におきまして一時的に道路冠水が発生している状況にあります。市では溢水被害を軽減するため、雨水排水施設の清掃の実施等により、排水機能の確保を図るとともに、道路パトロールにより集水ますの状況を確認し、速やかな雨水の排除に努めております。

次に、浸水に対する今後の展開や取り組みについてであります。計画的に雨水排水施設の清掃を実施し、その機能の回復や効果的な排水処理を図ることで、溢水被害の軽減に努めてまいります。また長期的な視点として、内水被害を軽減するためには、総合的な治水対策の検討が必要であると考えております。

次に、空堀川管理用通路の現状と今後についてであります。東京都が整備を進めております空堀川の管理用通路につきましては、環境や景観に配慮し、インターロッキングブロック舗装が施工され、植樹帯等が整備されております。また市におきましては、夜間の通行の安全を確保するため、東京都の占用許可をとり、整備が完了しました箇所から順次、街路灯を設置しているところであります。東京都によりますと、整備後の河川の管理用通路は、主に水防活動時に活用するものとの位置づけから、原則、緊急車両の通行に支障となるベンチ等の構造物は設置できないとのことであります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 初めに、現在の通学区域についてであります。東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針では、学校選択制や指定学校変更基準の大幅な見直しによる通学区域の弾力化は、災害時の登下校の安全性や防災面の課題、学校と地域との結びつきが弱まるという課題から、学校と地域の関係を重視した指定学校制を引き続き採用することとしております。市内全体では、大規模校、小規模校の学校規模の格差の課題はございますが、各学校におきましては地域に根差した特色ある教育活動を展開しております。現在、通学区域の見直しの予定はありませんが、今後の集合住宅の建設や35人学級の進展等の影響により、通学区域の変更、調整をする場合は、学校が地域とともに歩んできた歴史や地域社会の中核的な存在であることを考慮して、慎重に検討することが必要であると考えております。

次に、1つの小学校の児童が別々の中学校に通学することについてであります。本市では第五小学校の児童が第二中学校と第三中学校に分かれて就学している実態がございます。第二中学校と第三中学校の通学区域の見直しにつきましては、東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針の中でも、中長期的な課題として捉えております。現在、本市では中学校グループを中心とした小中一貫教育の実践研究を進めておりますが、その成果を検証する過程においても、両校の通学区域について、その実情を把握するなど視野に入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

それでは、まずサービスつき高齢者住宅についてお伺いをさせていただきます。

まず最初に、サ高住の登録はどこが行うのかお聞かせいただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） サ高住の登録でございますけれども、登録をするのは東京都でございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

それでは、本市におけるサ高住の実態はいかがなものでしょうか。サービス、内容、料金などについてお聞かせいただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 市内におけるサ高住の実態でございます。市内には、現在2カ所のサ高住がございます。提供サービスでございますけれども、安否確認、生活相談に関するサービス提供、その他のサービスといたしまして、食事、入浴、排せつ等、加えて調理、洗濯、清掃等のサービスを提供してございます。料金でございますけれども、開所当時のパンフレットを見ますと、家賃、共益費、食費などを足しますと、片方が14万円、もう一方が24万8,000円というのがパンフレットには出てございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

施設によって随分と違いがあることがよくわかりました。本市には、2施設のサ高住があるとのことですが、今現在、サ高住の建築の相談は来ておりますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今現在はサ高住建築の相談はございません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 特に増設する予定はないとのことですが、国土交通省はサ高住の需要がふえている現状を受けて、需要増や入居者ニーズの多様化に対応するため、生活に便利で医療機関とも連携しやすい市街地への建設を促すために、建設基準の緩和や空き家などを利用した分散型サ高住も認める方針であると報道され

ておりますが、分散型サ高住についてどのように考えられますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 分散型サ高住でございますけれども、本年4月1日より、サービス提供者が住宅と離れた場所に常駐するというサービス付き高齢者向け住宅というふうに述べられております。サービス提供者が常駐する場所の登録基準を見直して、敷地から離れた住宅でもサービス提供ができるようにという内容で緩和をされたものというふうに考えてございます。この事例を使いまして、板橋区にあります高島平というところでは、先駆的な事例としてUR都市機構が行ったというところの情報は得てございますけれども、本市としては現在、こういう緩和ということでは特に想定をしているものはございません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

特に本市では進める予定がないということでございますが、今御答弁がございました高島平について、ちょっと調べたことがございますので、ここで発表させていただきたいと思います。

これは朝の情報番組でやっていたものなんですけども、日本有数のマンモス団地として知られる高島平団地なんですけども、2号棟の居室、121戸のうち、空き家になっていた30戸をサ高住につくりかえ、分散型のサ高住、ゆいまーる高島平としてオープン、これは日本初の試みだということです。居室はサ高住の基準25平方メートルを大幅に上回る43平方メートル、リビング、ダイニングと洋室はバリアフリーで、トイレは車椅子でも入れる広さにつくりかえてあるそうです。さらには携帯機能のついた端末を使って、毎朝の安否確認を行っているということです。高島平団地をサ高住につくりかえた背景には、1972年に誕生した、当時は入居者が殺到したものの、それから40年以上が経過し、入居者の半数近くが65歳以上と高齢化が進み、空き家を抱える棟がふえていたといえます。そこで、団地を所有するUR都市機構が空き家をサ高住にし、民間の住宅運営会社に貸し出すことにしたそうでございます。夫の死後、こちらで暮らすことを選んだ女性は、「1棟丸ごと老人ホームだと、玄関を出ると同じ年ごろの人たちばかりというのも、希望が薄れてしまうかなと思ひまして、こちらですと老若男女でしょう」と入居を決めた理由を話しておられました。こうしたサ高住で暮らすことにメリットを感じ、住みなれたところから越してくる人も多いといえます。また運営する事業者にも、とって建設費が安いというメリットがあり、それが一般的なサ高住に比べて格安の家賃として提供できることにつながると思います。既存ストックの活用と高齢者が安心して住み続けられるまちづくりの観点からも、本市でもぜひ御検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほど福祉部参事のほうから御答弁させていただきましたが、本市におけますサービス付き高齢者向け住宅、サ高住につきましては、現在2棟、民間が運営しているところでございますが、実際に入居者数が定員を満たしていないというような状況で、空き状況で、民間が運営ということでございますので、どうやって運営されているのかなということでも少し心配になっているところも実はございます。そういったところもあり、本市の中での需要というのが余り、やはり民間のところは建てていただいておりますけれども、それほど利用者がいないということでございますので、これ以上、サービス付き高齢者向け住宅をふやすかといったところについては、今年度からの3年間の第6期の介護保険事業計画の中でも、私どもは必要というふうには今のところしていないというようなことでございます。

また議員から御紹介いただきました高島平の事例などは、UR都市機構というところがやっている事業でございますので、本市におきましてはUR都市機構の大規模な団地というものがございません。全て東京都の住宅公社等の団地でございますので、その中では似たような事例といたしましてはシルバーピアというのが、も

う従前から実施されておまして、中身を見るとどうも非常に似ているなというようなことですね。同じ団地の中で分散して、シルバーピアの部屋があってそれぞれ安否確認なども行われてというようなこととございますので、シルバーピアのほうは厚生労働省のほうが進めてきた事業で、このサービス付き高齢者向け住宅については、国土交通省のほうが進めている事業ということもあって、そういったところで少し違いがあるのかなというふうには感じているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

定数を満たしていないということを初めて知りまして、大変に参考になりました。これ考えたのは、空き家対策の一助にもなるのではないかというふうに思いまして考えたところでございました。

空き家対策の観点から考えまして、いかがなものでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 申しわけございませんが、私ども福祉部のほうでは、民間のアパートの空き家対策等というのは、ちょっと承知はしていないところでございます。都営住宅につきましては、順次、東京都のほうで募集等も行っておりまして、現在、高齢者の方がほとんど多く住まわれてるということでございますので、東京都が、例えば都営住宅の中の空き家等を活用して、今後このサービス付き高齢者向け住宅にしていくのかとかというような動き等も、申しわけございませんが、私どもちょっと承知はしておりませんが、そういったところで国交省のほうの動きでは、これを推進していきたいというようなこととございますので、これから私どももそういった推移は見守りたいなというふうには思っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、前向きに考えていただければというふうに思います。

それでは、先ほどの市長の答弁に、市内全ての介護サービス事業所に対する連絡会を開催しているとおっしゃっていましたが、それは年に何回、開催され、どのようなメンバーが集っているのかお聞かせいただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 連絡会の内容でございます。まず対象となる事業所ですけれども、通所系、入所系の事業所でございます。回数でございますけれども、年度で1回でございます。内容でございますけれども、26年度においては実施指導における指摘事項について情報の共有をいたしました。また25年度につきましては、制度改正等の課題や問題点を連絡会議で情報提供したところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。今、年に1回というような御答弁でございましたけれども、年に1回で十分だとお考えでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 年1回なんですけれども、内容については適時メール等で送ってございます。そういったところで、年1回という開催になってございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、その連絡会で何か問題となるような事象はございましたでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 内容におきましては、事務的な連絡ですとか、法律の改正の内容ですとか、こういった内容が主でございますので、特に今、議員がおっしゃったような内容についてはないということとございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、次の議題に行きたいと思います。

利用者のニーズに対応しているのかということについてでございますけれども、先ほど市長から苦情や相談は寄せられていないので、利用者のニーズに対応できているとの御答弁をいただきましたが、提供サービスの具体的内容と苦情や相談、ニーズの対応方法はどのようにされておりますでしょうか。また東京都の連携方法の内容についてもお聞かせください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 提供サービスの内容でございますけれども、先ほどとちょっと重複いたしますけれども、サービスの内容については生活状況の確認、把握、生活相談、食事、入浴、排せつ、調理、洗濯、清掃、健康管理といったものが施設の中で提供されてございます。

利用者の方からの苦情といいますか、相談というものについては、サ高住に入ってる利用者の方からは、市には直接今まででもございません。苦情といった内容はございません。

以上でございます。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま参事のほうから御答弁させていただきましたが、市内のこの2カ所の施設につきましては、東京都から別途、特定施設入居者生活介護ということで、有料老人ホームの指定を受けておりまして、介護保険サービスの提供も行うということでございますので、介護保険の事業者としても指定を受けてるということになります。そうしますと、東京都のほうの指導、私どもの指導というのが非常に密接に入ることもできますし、なおかつ東京都のほうの——国のほうもそうですけれども、運営基準というものの中で、苦情等があった場合には事業者が適切に対応するというようなことで、運営規定の中でも定められておりますことから、そういったことでの対応を2施設は図っているということでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、施設によって、その対応方法も変わってくるということになりますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 当市におきましては、このサービス付き高齢者向け住宅を建てるというような御相談が、当初、民間の事業者からあったときに、きちんと有料老人ホームとしての取り扱いをしてほしいということで、そうであれば市のほうは建設についてはいいですよというようなことにさせていただきますというふうにお話をさせていただいております。ほかの他市や他区によっては、このサービス付き高齢者向け住宅が介護保険の枠に入らない事業ということで行っているところもございますけれども、当市においてはきちんと介護保険サービスとしても提供されるようにということでお願いをして、2施設ともそれをやっていただいておりますので、きちんとサービス事業者としての責務を果たしていただいているものというふうを考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

それぞれの施設によってニーズの違いがあることは認識いたしましたが、施設の違いがどうであれ、利用者のニーズに応じた適切な医療介護サービスが過不足なく提供されることが重要であるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほど来、御答弁させていただいておりますが、現状では当市におきましては定員

を満たしていない施設、2つともそうでございますので、それほどまだ当市では、このサービス付き高齢者向け住宅についての需要というものは必要とはされていないんだろうなど、ほかのもので皆さん、高齢者の住まいというものがきちんと担保されているんだろうなというふうには考えておりますが、他の地域においてはこれを推進していくということで、国のほうも率先しておりますので、やはり将来的に当市でも高齢者の住まいが、やはりどうしていこうかとなったときには、有効なものとなるようなもので、さらに整備が図られていくことを期待したいなというふうには思っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、次に進みたいと思います。

自治体の立入調査についてでございますけれども、先ほどの市長の答弁で、立入検査は東京都が行うとのことでしたが、再度お伺いいたします。自治体による指導検査は、区市町村が行うのか、都道府県が行うのか、またどのような根拠で行われているのかお聞かせいただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 実地検査の内容でございますけれども、サ高住につきましては有料老人ホームと取り扱われている場合には、老人福祉法の規定に基づきまして東京都が指導検査を行うということでございます。また介護保険サービスに該当いたします特定施設の入居者生活介護の実地指導につきましても、東京都が行うということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

老人福祉法上の有料老人ホームとして取り扱われるということですが、有料老人ホームに対する実地検査の主体と実績についてお聞かせください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 東京都の資料ですけれども、25年度です。有料老人ホームの実地検査対象となった施設は577事業所、そのうち実地検査を行ったのが26事業所、文書による指摘を受けた事業所は7事業所、実施率は5%、指摘率が27%という報告の内容になってございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほどは有料老人ホームに対する実地検査ということでしたが、それでは介護保険サービスに対する実地指導の主体と実績についてお聞かせください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護サービスの実地検査の関係でございます。こちら東京都全体でございますけれども、25年度でございます。特定施設の事業所の数が1,050事業所でございます。そのうち実地指導を行ったのが48事業所、実施率は4.6%、文書の指摘を受けた事業所は12事業所で、指摘率は25%という状況になってございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほどもそうなんですけども、この実施対象になってるのは何か理由がございますでしょうか。実施対象になってる施設ということですね。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 一般的に介護保険の場合ですけれども、まあ順番にということと、あとは特に利用者の方から苦情ですとか要望等が入った場合には、現地の実地検査をするということを聞いてございます。以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

順番にということ聞いて、ちょっとびっくりしているところがございますけども、少し話が変わりますけども、私、前職で病院に勤めておまして、そこでいろいろとスタッフから話を聞くところがございますけども、そういった施設の医療スタッフや介護スタッフ、特に事業所の苦情だとか、そういうのではなくて、自分たちが頑張ってるんだっていうところを、話を聞いてほしいというようなお訴えがあるんですけども、我々も議員としてそういった話を聞きに行こうというふうに考えておりますけども、市としてはどのように考えますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今の議員からのお話は、全般的な市内の介護サービス事業者からの、そういったいろんな意見を聞いてほしいというふうなお話だと受けとめさせていただいてお答えさせていただきますが、市といたしましては、例えば訪問介護事業者、ヘルパーの事業者ですね、そういったところの連絡会議とか、あとケアマネジャーの事業者の連絡会というところが、それぞれ御自分たちでそういった連絡会議を今は運営をされております。立ち上げ当初は、市のほうが一緒に立ち上げ支援ということをさせていただいておりましたが、もう年数もたちましてそれぞれ順調に、御自分たちで運営をさせていただいている中で、そういった会議の中で市の職員も入りまして情報交換とか、いろんな意見の交換というのを定期的にさせていただいているという状況でございます。入所と、いわゆるデイサービスの事業所に関しましては、まだ御自分たちでみずから運営ということが、まだできていませんので、そういったところで市のほうで事業者を集めて、定期的に連絡会とか意見交換というものは行ってるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

そういった会議の場ではなくて、直接その事業所なりに来て、その上の方じゃなくて、一人一人と話をしてほしい、話を聞いてほしいというようなお話があるんですね。そういったことについて、どうお考えになりますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 私どもが実際行ってる連絡会議は、担当者レベルでございますので、管理者層の人が来てお話をすることのものではないので、そういった意味では現場の声というものが結構聞いているんじゃないかなというふうには思っております。あと私どもも、指導とか検査とかということではなくて、どういう状況で運営されてるかというようなところで、見学させていただきということで、行ってお話を伺ったりということがございますが、やはりどうしても市が行くと、あちらも身構えるということもございますので、やっぱり情報交換会とかというようなやわらかいところでお越しいただいてお話を、意見交換したほうがいいのかというふうには思っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。私も一個人として伺わせて

いただきたいというふうに思っております。

先ほど当市には、苦情などないとの答弁がございましたが、よく報道で目や耳にすることでございますが、過剰な介護サービスを押しつけて金額の上限まで請求したり、身内の事業者への囲い込みなど、弱い者いじめというか、福祉を食い物にしているというような事象は、絶対に許せないというふうに思いますが、市としての考えをお聞かせいただければと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員のほうからお話いただいた、そういった事業者がいまだにあるというのは、本当に憤りを感じるところでございますけれども、当市においては、そういうことが全く、絶対ないような形で、私どもは高齢者福祉サービス、介護保険サービスを提供できるようにしていきたいというふうに思っておりますので、日々、職員が頑張っ、て、そういった中で介護の給付の適正化とか、そういった内容でチェックをしながら業務を進めてるところでございます。また先ほど来、申し上げましたとおり、事業所の方々とも意見交換会とか情報交換をしながら、お互いに顔の見える関係で信頼関係をつくりながら、高齢福祉サービスと介護保険サービスのさらなるサービスの向上ということを、皆さんに図っていただくように市全体で取り組んでるところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

そのような事象はないことを祈りますが、もしものときには強い態度で臨んでいただきたいことを切望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、感震ブレーカーの普及促進についてでございます。

①市として、普及促進についてどのように考えているかということでございますが、平成26年第1回定例会におきまして、我が公明党の中間議員が一般質問をされておりますが、メリットもあるがデメリットもあるので、今後、調査研究を進めなければいけないと答弁されておりますが、その後の見解をお聞かせください。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 前回、前議員のほうに答弁させていただいた状況とほとんど変わってございませませんが、市としましては初期消火対策とあわせまして、出火防止の効果等について調査研究を進めてるところでございますが、市としては、東大和市の総合地域防災計画に基づきまして、減災目標達成のために推進しているところでございます。今後も先ほどございました中においての、こちらのメリット、デメリットもございませませんが、引き続き調査研究をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほども壇上でお訴えをさせていただきましたが、過去の大震災による火災は電気に起因する割合が高いと指摘されております。内閣府などの資料によると、1995年の阪神・淡路大震災では約61%、2011年の東日本大震災では津波による出火や原因不明な火災を除いて約65%に上ります。そのような事象を受けまして、どのようにお考えになりますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 電気に起因する火災については、今おっしゃられたとおり6割を超すものが発生しているということでございます。また最近では、暖房器具等の中におきまして、耐震性のあるものも出てきてございます。こちらにつきましては、震度によりましてストップできるようなものでございますが、現在、出火防止策として感震ブレーカーについては効果があるというふうに言われてるところでございますが、やはり昼間だけ震災が起きるということでございませので、夜間に発生した場合に電気がストップしてしまうとい

うのは、非常に避難行動をする上で障害となるというふうに市のほうでは考えてございます。まず多少の揺れにおきましても、電気がついてるという状況が必要であるというふうに考えてございます。また震災によりまして避難するときに、ブレーカーを遮断するというので、その効果があるというふうに考えてございますので、なかなかこちらのほうの普及については進まない状況であるというふうには考えてるところでございますが、市としましては出火防止策とあわせて初期消火の対策に重点を置いてございますので、そちらのほうを推進してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

それでは、普及促進が盛んでございます横浜市についてでございますけれども、横浜市では13年度から感震ブレーカー設置費への補助制度を創設、木造住宅が密集する地域を対象に、設置費用のうち分電盤製品の3分の2、コンセント製品は2分の1、上限5,000円をそれぞれ補助する。同年度は4件にとどまったが、翌14年度は市の広報紙などで周知を徹底した結果、422件に急増したということでございますけれども、横浜市と当市との違いについてお聞かせいただければと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） ただいま横浜市の補助事例を御紹介いただきましたが、横浜市におきましては耐震化された整った住宅と、またまだまだ古い木造の密集住宅というのがございます。そちらのほう、木造の密集住宅におきまして、地域を限定した中での補助制度を実施されているということでございます。何分にも横浜市は163万世帯というような世帯数でございます。その中での限られた地域における限定個数ということで、今議員さんがおっしゃられました25年からスタートされたわけでございますが、27年度も400件ほど予算化してるとございまして、当市におきましての住宅密集地の横浜市との違いもございまして、東大和市におきましては現在、地域防災計画によります減災目標達成のために推進してるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

他市の状況などがわかれば、教えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 市長のほうから、壇上でも御答弁さしていただきましたが、東京都におきましては、まだその取り組み自体もされてないという状況でございます。各市におきましても、初期消火対策とあわせて、出火防止についての効果について研究してるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

例えばなんですけれども、先ほどの横浜と同じように木造住宅の密集地や御高齢者のお宅や、お体の不自由な方のお宅などには補助金制度を設けるなど、前向きに考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 感震ブレーカーでございますが、これは先ほど御質問者おっしゃったとおり、東日本大震災とか阪神・淡路大震災での発生の大きな原因になっていることがございます。そんなこともあって、専門家の間では阪神・淡路大震災のころから感震ブレーカーの普及が提案をされておりました。しかし、なかなか普及してないのが実情です。そんなこともあって国のほうでは検討会を立ち上げ、報告書をまとめた。それがことしの3月に発表されたんですけど、その中で普及の進まなかった理由が3点ほど挙げられております。

周知不足が1つですね。これはなかなか、その製品そのものを知らないということがあると。あと2点目は、

費用負担への抵抗感って書いてあります。さまざまなタイプがあるんですが、分電盤タイプというのは、結構工事もかかりますし、費用もかかると、大体5万円から8万円ぐらいかかるというふうには言われてます。これで高価であるということが、2つ目の要因。3つ目が、通電遮断への抵抗感がやはり強いということですね。夜間に電気が切れたときに避難に支障が生じるんじゃないかとか、あるいは在宅医療機器などは電気でやりますから、その家庭については電気が消えたときに不安があるというようなこともあるというふうに報告書の中では言われてます。

そういう状況ではありますけども、ただ首都圏で地震が起きたとき、やはり火災の原因になるということでは言われておりますから、国のほうでも地震時に著しく危険な密集市街地というところについては、先行して進めたほうがいいたろうというふうな提案がされております。俗に木造生活密集市街地と言いますが、これに指定されてるのは23区と、それから横浜とか川崎、あのあたりなんです。多摩地区では、この指定を受けてるところございません。そういう環境もあって、なかなか多摩のほうでは補助制度まで入れてるところはないという状況だと思います。ただ、火災原因になることは事実ですので、また周知不足という状況もありますので、周知についてはやはり今後検討していきたいというふうには思ってます。それを見ながら、東京都や国の取り組み状況も調査しながら、今後の対応は考えていきたいというふうには思ってます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、御検討をお願いいたします。

次に、大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会の報告を受けてどう考えるかでございますが、大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会の座長で、東京理科大学大学院の関澤 愛教授は、政府側も性能評価ガイドラインに基づく第三者認証を得た感震ブレーカーを対象にすれば、補助事業をつくりやすくなるだろう。財政規模の小さい自治体も、対象地域を町内会単位に絞るなど工夫すれば、補助事業の実施は可能だ。3,000円程度の簡易タイプであれば予算は少なく済むというふうにおっしゃっておりますけども、これも一つの対策だと思いますけども、いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 今御質問者がおっしゃいました報告書については、私のほうでも一応拝見はさせていただきました。その中で、そういった御提案があるということも承知はしております。今おっしゃいましたタイプの中で、簡易タイプというやつで、比較的2,000円か3,000円ぐらいでつけれるというやつですけども、これも欠点というか、欠点ですね——ございまして、必ずしも全部つけられるかという点、ブレーカーの位置によってなかなかつかないとか、そういうようなこともあるようです。それから、購入者が自分でつけますから、設置の方法によって精度に少しばらつきがあるというようなことも、その報告書の中でも指摘がされております。

そういった課題はありますけども、先ほど申しましたとおり、緊急を要する地域ということに東大和市はなっておりませんが、ただ普及の必要性というのはやはりあると思いますので、とりあえずやはり周知ということがまず必要じゃないかと。周知するに当たっても、製品はどういったものかというのを聞かれたときに、こちらとしても推奨製品があると、やはり助かりますので、認証制度をちゃんと設けて、この製品だったら大丈夫ですよというようなものがあると、周知していく上でも非常に我々も進めやすいというふうには思っております。その辺の条件とか環境がそろった段階では、やはり積極的な周知というのでも考えなきゃいけないんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、前向きに考えていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。現在の学区割についてでございます。

今回、学区割について取り上げさせていただいたのは、多くの市民の皆様から学区割について疑問がある、そろそろ考えてほしいなどの声が上がったからでございます。過去にもさまざま、教育委員会で検討されてきた課題だと存じますが、あえて質問をさせていただきます。

まずは大規模校、小規模校の学校規模の格差についてですが、どのような問題や課題があるかお聞かせください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 学校規模につきましては、学校教育法施行規則に、小学校の学級数は12から18学級以下を標準とするとでございます。ただし、地域の実情、その他によって特別の事情がある場合は、この限りではないということで、市町村の判断で弾力的な運用が認められております。当市の場合、小規模校は第三小学校が9学級、第九小学校が10学級とございますが、それぞれ学級編制のボーダーであります39人、40人というものが、その後に含まれている状況です。また大規模校と言われているところは、18学級を上回る学級ですが、当市の場合第二小学校が10学級、第八小学校が22学級という状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、学区割についての問題点として1件、上がっておりますのでお伝えをさせていただきます。

まず通っている学校より隣接する通学区域の学校のほうが、明らかに近い状況の地域があるということもございますけれども、より近い学校があるにもかかわらず、遠方の学校に通学することによる児童の登下校時の安全性の低下と身体的負担があるというようなお声を聞いておりますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） こちらにつきましては、通学区域の弾力化という中で、当市の場合も指定学校の変更承認基準というものがございます。そちらの中では、隣接学校という理由、承認基準はございませんが、あり方の検討委員会の中でも、交通量の多い、例えば新青梅街道を超えて通学することは、通学の安全性を考慮して避けるべきとの結論が出されております。安全面に関しては、地域の方の見守り等をお願いしながら対応してるところでございます。その他、指定学校変更承認基準を設けまして、今までも指定学校変更制度の充実を図ってまいりましたので、今後もそのあたりを留意していきたいと思っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 承知いたしました。

では、先ほどの教育委員長の答弁の中に、現在通学区域の見直しの予定はありませんとのことでしたので、質問を変えて、現在、小学校での越境通学はできますか、あればその理由もお聞かせください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 指定学校変更制度、先ほど申し上げました制度による適用はございます。例えば市内転居ですとか、住宅の購入予定があるということで、事前にその住所のほうの学校に行くですとか、あとは教育委員会のほうで指定学校変更承認基準というものを認めておまして、両親共働き等による預かり先の学区のほうに通学をするですとか、また中学校の部活動というのものも、近年では承認の事由に入れてきたというような経緯がございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

今の中学校での部活ということが出ましたけれども、それ以外で中学校での越境通学の条件をお聞かせいただ

ければと思います。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 中学校につきましては、兄弟の関係もございますので、兄、姉が通っている学校への通学といったことも、その条件には入っております。それ以外にも、身体的な理由ですとか、あるいは教育的配慮というところで、個別に対応させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

一つの小学校の生徒が別々の中学校に通わなければならないことについて、どう考えるかということでございますけども、これは他市での問題として上がったことなのですが、一つの小学校から複数の中学校への進学は、生徒にとって中学進学に伴う学習環境の変化に加え、心理的な負担を強いるおそれがあると。こういうところから、中1ギャップで不登校につながってしまうと思うのですが、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 先ほど御説明申し上げましたように、東大和市におきましては指定学校制度を採用しております。その中で、どうしても区分上、現状として第五小学校は二中と三中に分かれて進学ということがございます。そういう中での話でございますが、中学校に入るときの全生徒が、やはり心理的にいろんな不安は覚えていることもあるだろうということで、中1ギャップの解消ということで、教育委員会としてはさまざまな取り組みもしております。また第五小学校から二中、三中ということで、受け入れている学校、あるいは送り出した学校のほうから、子供たちの状況はいかがですかというようなお話を伺ってましても、非常にやはり子供たちは順応性も高く、新しい環境にもなれ、また新しい友人関係なども、さまざまな場面で築いていけるというようなことも伺っております。ただし、市内では唯一分かれて進学するという現状がございますので、ここは教育委員会としても、先ほどの基本方針の中にも御説明申し上げましたが、中長期的な課題ということでは認識はしております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

別々になるということによって、中1ギャップが生じるということとはございませんでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 別々に通うことによって、中1ギャップが起こるのではないかとということでございますけれども、現在、市のほうで、教育委員会のほうで小中一貫教育を進めているところで、その中で共通プログラムというものを作成しております。この共通プログラムについては、どこの学校に通っていたとしても、東大和市の公立学校では同じ歩調で指導を進めていきたいと思いますというようなものです。その中で学習の規律であったりとか、または授業の進め方であったり、または生活のルールであったり、そのようなものの基準がある程度示されております。各中学校グループによって、地域の実態に応じてその辺は柔軟に指導はしていくのですけれども、東大和市内の小学校、中学校が同じ歩調で指導を進めているということにおいては、その中1ギャップというものについては生まれにくいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

これまでに中1から不登校になった子供たちの統計などがあつたらお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 今、手元に正確な数字は持ち合わせていないのでございますが、一般的

には中学校1年生になりますと、不登校になりやすいというようなところは指摘されてるところでございます。本市は、そちらにも対策をとっておりまして、不登校対策ということで全小中学校を、不登校対策の研究指定校ということで、全市を挙げて不登校に対する対策を、御家庭にも御協力をいただきながらとってるところであり、その成果もあらわれておりまして、不登校については減少させているということがございますので、先ほど室長のほうからお話をさせていただきました共通プログラムとともに、不登校対策についても今後力を入れて取り組んでまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、平成26年の第4回定例会での教育委員長の答弁に、中1ギャップについて、中1ギャップを解消する方策の一つとして、中学校の管理職や教員、生徒会が小学校6年生の児童に中学校の生活を紹介したり、小学生が直接中学校の部活動を体験したりするなど、さまざま取り組みがなされていますというふうに御答弁をされておりますが、第五小学校の児童への対応はどのようになされているのかお聞かせください。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 第五小学校の児童に対しましても、二中に対してでございますけれども、二中から呼びかけをいたしまして、同様な対策をとらせていただいているところでございます。また直接児童が行くということだけではなく、保護者の方への不安軽減ということもあわせて、二中の管理職が5年生ないしは6年生の保護者会等にお邪魔をいたしまして、第二中学校の教育活動についての御説明を申し上げ、不安解消に努めているというようなところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

済みません、先ほど「教育委員長」というふうにお話をさせていただきましたけども、「教育長」の答弁の間違いでございました。申しわけございません。

ここで1つ提案なのですが、第五小学校の児童は、二中か三中か選択制にしたらどうなのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 東大和市域全域にわたりまして、現在、指定学校制度、そちらを採用しておりますので、一部の学校について、それと違う扱いということは、実質上、選択制と変わらなくなりますので、難しいかと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

実際、でも五小の生徒だけが2つに分かれなければいけないという現状はあるわけでございますので、しっかりと前向きに調整をしていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

小学校と中学校の9年間の義務教育を一貫して行う小中一貫校を制度化する改正学校教育法が成立をいたしました。地域の実情に応じ、学年の区切りを6・3から4・3・2や5・4など、柔軟に変更できるようになるとのことですが、この件についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（真如昌美君） 小中一貫教育を今現在、進めてるんですけども、小中一貫校という1つの学校の中に1年生から中学3年生まで一緒に入って学習をするという取り組みは進めておりません。そんな中で、今後どういうふうにと東大和が、あるいは全国的に変わっていくかというあたりについては、注目していかなければならないんですけども、今現在の状況では、学校を1つにしてつくっていくということも、検討の中には入って

いますけども、具体的な計画はございませんし、また今現在の取り組みを研究する中で、小中一貫校の、あるいは一貫教育の成果をしっかりと見きわめていって、その先に小中一貫校という、そういうデザインも出てくるときがあるかなというような状況でありますので、その辺のところは御理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） わかりました。

それを検討していただいて、その制度を採用するに当たっては、五小の通学区域だけ変更するようになりますでしょうか。

○教育長（真如昌美君） 通学区域、あるいは学校を変えるというのは非常に大きな問題なんですね。どこも学校を1つなくす、あるいは2つある学校、3つある学校を1つにするということになると簡単には進まない。その基本的なところには、地域の人たちの熱い思いというのがあるんですね。それぞれの地域の方が歴史を振り返ったときに、どうしてもここで大きく変えてもらうことについては理解できないという、そういう考えも強くありますので、そういうような場面がきましたら、丁寧に時間をかけてお話をして、御理解をいただきながら通学区域の見直しも含めて、取り組みを進めていかなければならないなというふうに思っているところであります。1年、2年ぐらいかけて、ゆっくり話を進めていくことが必要だというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、前向きにお願いをいたします。

では、次の議題に移ります。

浸水についてでございますけども、壇上でも先ほどお訴えさせていただきましたが、奈良橋3丁目から高木3丁目の奈良橋川沿いの浸水状況についてお伝えいたします。市道567号線の突き当たり近辺は、地形が下がっているため、大雨が降ると市道559号線のほうから雨水が流れ込み、ひどいときには床下浸水となり、道路は冠水し、車が出庫できない水害になります。このような状況が何年も続いているということでございます。大雨の予報が出ると、近所の数名で市道559号線の高いほうから、葉っぱやごみ、側溝などの掃除をして備えているということでございます。また市道561号線の川沿いにおいても、やはり市道559号線方面から雨水が流れ込み、道路は冠水し、一面水浸しとなり、空き地は一面湖のようになってしまうという声が上がっております。独居の御婦人の高齢者が、市から譲り受けた土のうを半分に分けて積んでおりますが、水が玄関まで入ってしまったこともあったそうでございます。夜などは不安で眠れないときもあったそうです。この地域の浸水対策についてお聞かせください。

○土木課長（寺島由紀夫君） この奈良橋川の周辺の地域でございますが、この奈良橋川につきましては道路よりも護岸のほうが高いような状況になってございます。そのようなところから、直接道路から川に入るような状況ではございません。そのような中で、この護岸の高さの中間ぐらいから下ぐらいに雨水排水管が出てまして、これは雨水排水管の自然勾配で設置してある関係から、そのような形になってるんですが、これが護岸が中間ぐらいまで増水しますと、もうそこで雨水排水管が塞がれてしまいますので、それで排水が、排水の機能が落ちてしまうというようなことが原因の1つとして考えられます。その中で、市のほうでは雨水排水管の清掃、または集水ますの清掃を定期的実施しているところでございますが、また道路からの集水ますに葉っぱやごみなどが吸い込む部分のふたを覆ってしまっていて、それで排水ができなくなってしまうケースもございます

ので、そちらのほうは道路清掃を行うなどして、状況に応じまして実施していきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、お願いをいたします。

5月19日に側溝の掃除をしてくれたということで、御近所の方が大変に喜んでおられました。側溝の掃除などは定期的にもしてもらえるものなのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 側溝の掃除につきましては、市内全域ございまして、その市内の地域ごとに定期的に行っておりますので、部分的には1年、2年あいてしまうようなケースがございますので、そのときに掃除してほしいというような御要望がございましたら、その形で緊急で清掃したいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） その要望でございますけれども、要望に当たってはどのような状況だったら、その要望に応じていただけるというのはございますか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 台風が来る前とか、そういうときの状況ですね。またそのときに道路の状況が、葉っぱが多いとか、そういうようなことを確認できるようでしたら、その状況に応じまして清掃したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 承知いたしました。

では、異常気象によってゲリラ豪雨などで水害がふえておりますが、ここ数年で何ミリぐらいの雨が降ったか、また傾向についてお聞かせいただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 過去3年の中での集計でございます。平成24年度から26年度の3年間についてでございますが、大雨、台風を含んでございますが、平成24年度は大雨が2回ございました。平成25年度につきましては9回ございました。平成26年度は6回ということで、3年間で合計17回ございました。年平均にしますと6回弱ということになります。その中で、3年間の中で最も多かった総雨量でございますが、それは211ミリということで、これは平成26年10月の台風18号になります。また3年間の中で最も多かった時間最大雨量でございますが、これは47ミリというのがございます、これは平成26年6月に大雨ということで、そのような状況が起こっております。

また、この3年間の以外ですが、平成20年に近年で最も多かった大雨の記録として残ってございまして、平成20年8月31日の大雨でございますが、このときは時間最大雨量が72ミリという記録がございます。このときには床上浸水や床下浸水、また店舗等の浸水、また道路冠水が多数ございました。そんなような状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 詳細にありがとうございます。その他の地域でも、冠水しているところや水はけの悪いところはたくさんありますが、どのように把握をされているのかお聞かせください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市内全体の冠水するところの地域の把握でございますが、これにつきましては過去の経過を踏まえまして、市の図面の中に冠水区域を落としてございますので、そのような把握の中で台風の前とか、そういうときには清掃を行ったりしながら状況を確認してのような状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

もう時間もありませんので、次に進みたいと思います。

空堀川遊歩道についてでございますけども、先ほど壇上で述べさせていただいたとおり、空堀川は市民の憩いの場の1つになっております。景観や環境もよくなってはおりますが、今後の河川の工事状況をお聞かせいただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 平成27年度の空堀川の整備の関係でございますが、東京都に確認しましたところ3件ほど工事がございます。1件目は、芋窪6丁目の中砂橋付近ですね、この護岸と橋梁整備工事がございます。これは平成27、28年度工事の予定でございます。2点目が、高木3丁目の旧線の整備を予定してございます。これが緑道の整備でございます。3点目が、空堀川と奈良橋川の合流付近の護岸と橋梁整備の工事で、こちらは平成27年度、28年度の工事を予定しているとのことでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

今現在なんですけども、川の中や管理用通路の雑草が大分伸びて、子供の背丈ほどになっております。雑草の中に不審者が忍び込んでも見逃してしまいそうな状況となっております。安心・安全のためにも定期的に刈ってほしいという要望がございますが、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） この管理用通路につきましては、東京都の管理でございますので、市のほうではそちらの確認とかは行っておりませんので、その雑草の状況とかは確認はしていないんですが、市民の方から雑草がすごいので刈ってほしいというような御要望がございましたら、市のほうから東京都のほうに連絡しまして、早急に対応してもらってるような状況がございます。東京都に確認しましたところ、年2回、除草を行っているということで、定期的に年2回、除草を行っているという状況です。1回目は7月から8月にかけて、2回目は10月から11月にかけて除草を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

定期的に除草等を行っていただいているということでございますが、これに関しては特に誰かがチェックするとか、そういうようなことはございませんでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市のほうでも近くを通ったときには確認するときはございますが、一般的には東京都のほうで確認をしておりますので、基本は東京都で確認してるというような状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

年に2回、7月と5月ということでございますけども、今現在、結構伸びてるような状況でございますが、その点についてはいかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東京都のほうに確認しましたところ、ここで契約したということで、早急な対応が困難ということで、早くても7月に入ってからということで聞いてございますので、早急にやってほしいというようなことがございましたら、市のほうから東京都のほうに連絡しまして、そこを先にやっていただくようなこともできますので、そういうことで対応できるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

済みません、私の聞き間違いでございまして、5月じゃなくて10月ということでございます。申しわけございません。

あと最後の質問となりますけども、高木3丁目あたりに汚水がどうも流れ込んでいるというような話がございまして、私も確認に行ったところ、少しの区域だけちょっとにおいがするというようなことがございました。原因についてお聞かせいただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） この場所につきましては、高木3丁目と奈良橋5丁目のあたりぐらいなんですけど、丸山台団地という団地がございまして、その北側ぐらいのところの排水でございまして。こちらの雨水排水管が空堀川に流れてございまして、そちらを確認させていただきましたところ、やはり汚水のおいを確認しました。それで、どういう形で流れてるのかということをやちょっと追跡調査しましたところ、下水道のほうに、生放流に切りかえている家庭がほとんどなんですけど、その切りかえてない、浄化槽で処理してる水は、雨水排水管のほうに通常流すようなことになってます。その浄化槽の処理した水が、清掃を小まめにしなかった御家庭がございまして、その家庭からの水が流れてたというような状況でございました。そのようなことから、その御家庭のほうにお伺いしまして、そちらには下水道課の職員とごみ対策課の職員が行きまして、下水道への切りかえと、現在のところは浄化槽の清掃依頼をしまして、清掃するという回答を得てございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。そちらのチェックのほうも、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

先ほども述べましたが、空堀川は市民の憩いの場の一つとなっております。景観や環境もよくなっておりますので、市民の皆様の笑顔が見れるように一層努力していただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 関野杜成君

○議長（関田正民君） 次に、14番、関野杜成議員を指名いたします。

[14番 関野杜成君 登壇]

○14番（関野杜成君） 議席番号14番、関野杜成です。通告に従い、一般質問を行います。

大きな1番として、契約の際の企業の選定についてです。

①指名停止企業を指名したことを一般質問で指摘したが、その後の経過についてをお伺いいたします。

②体育館の指定管理についてお伺いいたします。

大きな2番といたしまして、ホームページの運用についてです。

①統一地方選挙開票情報発信時のホームページのダウンについてお伺いいたします。

アとして、どのような問題で起こったのか。

イとして、同等の規模の周辺市との違いは。

ウとして、今後の対応についてお伺いいたします。

②番として、アクセス集中時に対する今後の予想と対応についてをお伺いいたします。

大きな3番といたしまして、子供の放課後活動についてお伺いいたします。

①現在行っている事業の内容について。

アとして、問題点とその改善方法について。

イとしまして、事業実施による効果と活用についてお伺いいたします。

②番は、今後の取り組みについてでございます。

大きな4番といたしまして、空家対策推進法制定後の市の対応と考えるについてお伺いいたします。

①として、法ができたことによる市の対応について。

②として、法ができたことによる問題点とその解決方法について。

③番として、空き家対策についての今後の市の取り組みについてでございます。

この場での質問は以上となります。再質問については、自席にて行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

[14番 関野杜成君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、業者指名のその後の経過についてであります。現在、業者指名に当たってはインターネットや新聞などから、できる限り正確で最新の入札指名停止情報等の収集に努めております。なお、事業者の指名停止については、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱を参考に、当市の指名競争入札参加有資格者指名停止措置基準を、平成27年2月に改正いたしました。

次に、市民体育館の指定管理についてであります。平成27年4月から東大和市体育施設等の管理運営を任せる指定管理者につきましては、平成26年4月の募集期間中に2団体からの応募がありました。この2団体に対し、東大和市指定管理者選定委員会が審査を実施した結果、評価点の高い Rond・スポーツ 城西企業共同事業体を指定管理者候補としました。その後、平成26年第3回市議会定例会で指定管理者としての議決をいただき、平成27年4月から新たな共同事業体による管理運営を行っております。なお、構成企業であります城西企業につきましては、平成26年11月1日に社名変更をいたしましたので、現在は Rond・スポーツ ジェイレック 共同事業体という名称になっております。

次に、選挙速報発信時のホームページの閲覧障害についてであります。このことについて保守管理の委託先からの事態の検証並びに報告では、東大和市議会議員選挙結果並びに市長選挙結果の閲覧によるものと想定される。高負荷が外部公開サーバーに生じ、ホームページ閲覧が困難な状況が発生したとのことであります。

次に、同等規模の周辺市との違いについてであります。多摩26市の同規模の8市に確認しましたところ、市議会議員選挙と市長選挙が別日程で実施されている市もございますので、条件が多少異なりますが、開票の速報時に公式ホームページの閲覧障害が発生したケースは、過去に1件あったとのことでございます。

次に、今後の対応についてであります。市民の皆様の関心の高い市議会議員選挙及び市長選挙や災害時等、行政からの緊急かつ適時な情報が必要とされる状況では、公式ホームページへの一時的なアクセスの集中が予測されます。今後はそのような際にも、市民の皆様に適切に情報をお届けできるよう、サーバーの容量や代替措置等も含め検討し、対応してまいりたいと考えております。

次に、現在行っている放課後活動の問題点と改善方法についてであります。放課後子ども教室は市内小学校全校で実施予定としておりますが、その内容はそれぞれの小学校により活動場所及び活動日数等に差異があります。放課後子ども教室を実施するためには、活動場所及び活動を支えていただくスタッフが必要であり、

スタッフを確保することが課題と考えております。改善方法につきましては、教育委員会との連携強化を図り、放課後子ども教室の開催日数の増に努めてまいりたいと考えております。また学校開放を実施している学校もあることから、今後も教育委員会と連携を図り、居場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、放課後子ども教室の事業実施による効果と活用についてであります。放課後子ども教室につきましては、小学校の教室、校庭並びに体育館などを活用し、地域住民や豊富な社会経験を持つ人材の協力を得て、放課後の児童の安全・安心な居場所の確保と地域の活性化を図る効果を生み出しているものと考えております。現在、第二小学校及び第四小学校で実施しておりますランドセル来館事業と放課後子ども教室におきましては、児童が共通のプログラムに参加できるよう連携を図っております。

次に、今後の取り組みについてであります。当市におきましては放課後子ども教室と学童保育所の連携により、一体型機能の確保を目指してまいりたいと考えております。

次に、空き家等対策の推進に関する特別措置法への対応についてであります。平成26年11月に成立しました空き家等対策の推進に関する特別措置法は、適切な管理が行われていない空き家等に対し、国による基本指針の策定や市町村による空き家等対策計画の作成など、空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めております。また市町村による立入調査や助言、また指導、勧告、命令が規定されるとともに、固定資産税に関する個人情報の利用を可能にしたものであります。今後も市では適切な管理が行われていない空き家所有者に対して、可能となった固定資産税の所有者情報を活用し、適正な管理についての理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、問題点と解決方法についてであります。法律の施行により空き家等の所有者等は適正管理が努力義務として明確化されました。また市町村は、空き家等対策計画の策定や計画実施のための協議会の設置ができるようになりました。特に適正に管理されていない特定空き家等につきましては、除去、修繕、樹木の伐採等の措置の助言、または指導、勧告、命令が可能となり、さらに行政代執行の方法による強制執行も可能となりました。今後これらに対応するためには、市内の空き家等の実態把握や実施のための体制整備が必要であると認識しております。

次に、空き家対策の市の取り組みについてであります。市町村でも空き家等の対策計画を作成し、必要な措置を講ずることができるようになりましたが、引き続き適切な管理が行われていない空き家所有者に対し、可能となった固定資産税の所有者情報を活用し、適正な管理についての理解を求めてまいりたいと考えております。あわせて市内の空き家等の実態把握や各種対策を実施するための体制整備について調査研究を進める必要があると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

それでは、再質問に移らさせていただきます。

まず初めに、契約についてです。

以前、26年の3月ごろでしたかね、この件を、一般質問をさしていただきました。その後、数回にわたり指名基準に対してどのような変化があったのか聞いてきましたが、やっと今回、指名基準を少し変えたというようなお話がありました。その変えた内容、どのように変わったのか教えてください。

○総務管財課長（中野哲也君） 指名基準、指名措置基準の改正点でございますが、今回、準市内業者の取り扱い

いも決めましたので、そちらの部分の一部加えたことと、指名停止措置基準の中では労働安全衛生法に伴う契約履行上の事故の関係や、契約履行成績不良の場合、また信用失墜行為、そういった部分について停止基準の中に新たに組み込むことといたしました。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 改めて組み込んだ部分もそうなのですが、新しく変えた部分、その項目に、要件に当たった場合の指名停止の年数というか、何カ月という日時があると、期間があると思うんですけども、その点、何か変わった部分はあるんでしょうか。

○総務管財課長（中野哲也君） 指名停止の期間についても、見直しをしております。今申し上げたところの部分について、期間のほうを修正をしているところでございますが、内容といたしましては東京都の同じような要綱に基づいて、そちらのほうの期間を合わせたという形での修正をしております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） わかりました。東京都の要綱を準用した感じなのかなというふうに感じております。

1番については、いつになったら措置基準が変わるのかというような質問をしようとしたんですけども、今回変わったということですので、しっかりと、これだけではなくてほかの条例部分も、いろいろ変わってない部分もあったりもしますので、しっかりと見ていただいて、今後の指名競争入札のほうの参加に対する監視を続けていただければなというふうに思っております。

ただ、先ほど市長の壇上で答弁があったんですけども、ネットや新聞等、あとそういういろいろなものから指名停止の状況を、情報収集するというようなお話がありました。しかし、やはり私が見ている限り、今回わざと私に質問させるために、この指定管理業者を選んだのかなって思うぐらいのちょっと問題点が見えてきたので、お話をさしていただきたいなというふうに思っております。

東大和体育館のほうに関して、指定管理という形でもう今実施されてるというふうに思うんですけども、この募集をしてきた業者に関してはどのような調査を行って、この業者がどういった業者だったかというのを把握、まずはしているかどうか、この点についてお伺いします。

○社会教育課長（村上敏彰君） 昨年3月に、東大和市体育施設等指定管理者募集要項を配布いたしました。この中でも、応募資格、条件の中で応募の制限というものをかけてございます。ここでは応募書類提出時点において、東大和市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等を受けている団体につきましては、応募者となることができないと、このように記載をしております。こうした中で、受け付け時の書類審査につきましては受け付けを行っている、このように理解してございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そうですね。概要のほうにもそのように書いて、応募資格、条件のところに書いてありますが、こういうふうに書いてあるんですけども、私が聞いたのは、この申し込んできた業者自体がどのような業者かというのは把握してるかどうかということなんですけども、2者でのグループでの申し込みという形ですが、そのどちらの構成団体でもいいですし、代表団体でもいいですし、一応こういった形で指定管理を申し込んできた企業であれば、どのような企業なのかを調べるのが普通だと思うんですけども、調べて何か出てきたりしてるのかどうか、ちょっとこの点、お伺いします。出てきてないなら、出てきてないで構いません。

○社会教育課長（村上敏彰君） 私ども社会教育課のほうでは、体育施設の指定管理者の募集要項に基づきまし

て書類の受け付けを行っておりますので、この書類上の審査のみを行っていると、このような形で審査をいたしました。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 私どもということは、どこかほかはまだ関係するのでしょうか。もし関係するところあるのであれば、そこはあくまでも募集だけのことを見たのか、それともそのほか、先ほど市長が言ったネットや新聞から情報収集を行ったのか、その点について伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 指定管理者の選定委員会のほうは、私ども企画課のほうが所管しておりますので、私どものほうから御説明をさせていただきたいと思います。

指定管理者の応募に当たって募集要項そのものは、主管課であります社会教育課のほうで作成するわけですが、その中に応募の資格、そして条件が付与されております。また、あわせて応募のための提出書類がございますので、その書類を提出していただきます。企業としての体制というか、その辺は定款だったり、財務諸表、あるいは役員構成などを見て確認させていただいております。また今の指名停止、他の団体に指名停止を受けてるかどうかということもございますけれども、今回の応募資格の条件の中には、東大和市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止の措置を受けていないことということになってますので、私どもはその選定に当たりまして、総務管財課のほうにその事実を確認しまして、該当しないということで選定を進めております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） では、今回は市から……。東大和市だけじゃないですね、これ。ちょっと済みません、市または他の地方公共団体からの指定を取り消された法人等で、その取り消しから2年を経過しないものというふうに入選結果の中に入ってるんですけど、他の公共団体からというのは、今回これ入れてないということ、あくまで東大和市だけということですか。ちょっと確認をします。

○企画財政部参事（田代雄己君） その応募資格、条件の中の一文を読まさせていただきますと、地方自治法の第244条の2の第11項の規定によって、市または他の地方公共団体から指定を取り消された法人等で、その取り消しの日から2年を経過したものということで、今御紹介あったのは、関野議員はこの点かと思っておりますけれども、こちらにつきましては自治法の規定によりまして、指定管理の指定を取り消された例でございます。一方、私どもが今、他の団体で指名停止を受けてるかどうかという基準につきましては、東大和市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けている団体が該当にならないということになっておりますので、東大和市の総務管財課に確認したということになっております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（関野杜成君） それでは、午前中に引き続き再質問を行います。

午前中、お話しし、先ほど答弁もらった内容についてですね。市のほうの指名停止基準のほうには、市のほうからの指名停止というふうなだけですけれども、先ほど私がお話しさせていただきました地方自治法のほうには、

他の地方公共団体からというふうにあるんですが、ある意味、東大和市指名競争入札参加資格者指名停止措置基準のほうに、「他の公共団体からの指名を」という文言を入れなかった理由を教えてください。

○総務管財課長（中野哲也君） 指名停止措置基準に、他市の指名停止情報の部分について、条文のほうを入れなかったことはなぜかということですが、今回、修正の中で大きな贈賄であったり、公正取引委員会での排除命令等の部分につきましては、全国的に同じレベルで指名停止の措置がされるということで、そこら辺のところは網羅してるところでございます。ただ不誠実な行為や、そういった部分につきましては、自治体によってそれぞれ基準が異なっているところがございますので、その部分については、当市についてはその事実を確認した中で対応のほうを考えていくということで、他市の状況を加味しながら停止をかけていくと、他市で停止を受けてるからといって東大和市で停止を受けるというような条文にはなっていないというところがございます。

○14番（関野杜成君） 条文にはないけれども、ある意味、指名競争入札を行う際は、多分金額だったり内容によって指名選定委員会で企業の数というのは決まると思うんですが、例えば企業がしっかりとある中で、他市でそういった指名停止を食らっている企業等を入れるということなのか、それともそういったものも勘案した上で、検討した上で、そういった企業は入れないという考えをお持ちなのか、ちょっとその点についてお答えできればお願いいたします。

○総務部長（北田和雄君） まず指名停止基準の関係ですけども、先ほど課長が申しましたとおり、ここで見直しをしました。そのときに東京都、それから多摩の各市の指名停止基準なども参考にして見直しをしたんですけども、その中では他市での指名停止があった場合、東大和市で指名停止になるケースもあります。これは今言った贈賄とか、刑法だとか、そういった犯罪行為がほかの市で発覚した場合は指名停止になります。これはどこの市も同じですね。今言った不誠実な行為ですとか、契約履行上の成績不良とか、こういったものについてはどこの市も、他市での指名停止をもって自動的に指名停止という基準を持つてるところはございません。この理由は、先ほど課長が申した内容が、その主な理由だというふうに考えています。

東大和市で指名する場合に、じゃほかの市の指名停止をどう扱うかということですが、指名停止にはしてませんが、指名するに当たって参考にはします。ただ、指名停止じゃありませんから、指名することは可能ですけども、ほかで指名を受けてるから、自動的に指名を外すということもしてません。一応判断する材料の一つとして提供はしております。なぜかと申しますと、案件によって必要な業者数とか決まっております。そういったほかの市で指名停止を受けたということだけで外していくと、数が満たないというようなことも出てくる可能性もありますし、あるいは九州のほうでの市町村で指名停止を受けたということだけをもって、東大和市の事業が適正に行えるかどうかというのは、やはりこれは内容もわかりませんし、一概に判断できないという部分もございますので、そういった場合はほかに適正な業者があれば当然指名しませんが、ない場合は指名する可能性もないことはないということで、ほかの市で指名停止を受けたからといって、必ず指名をしないとか、それは一切考慮せずに指名するとか、そういう状況ではないです。できる限り指名を外すという考えではいまずけども、場合によっては指名することもあり得るという状況です。

以上です。

○14番（関野杜成君） 指名停止の内容によって、やはりこちらで入札として呼ぶ案件の中身と違うものであればということも考えられますが、今部長のほうも選定するときの一つの条件としては見るというようなこ

とでしたので、この点についてはこれ以上はお話はしません。しっかりとそういった形で見ていただければと思っております。

ただ、企業というのは、ある意味、ほかのところで指名停止になったときに、他市での影響というのも考えてるんだと私は思っております。理由は、先日というか、1月に市のほうからいただいたファクスです。1月13日に市長からファクスを議会議員にいただきました。東大和市体育施設等指定管理の構成団体名称等の変更による指定管理者名称の変更についてというのがあります。この構成団体、 Rond・スポーツは、そのまま Rond・スポーツですけども、城西企業のほうがジェイレックという名前に変わっていると。私はいろいろとネットで調べると、この城西企業への愚痴一覧っていうものが、これちょっと2ちゃんねるっぽい内容なのかどうなのかというのがあったんですけど、中身を読んでいくと、案外そこに働いていた方、または働いている方からの愚痴が多いのかなというふうにも思われますし、今私が指摘したこの名称変更に関しても、2014年の7月6日時点で、こういった指名停止を受けてしまったので、この企業がことしじゅう、または来年初日に会社名が変わる予定ですよっていうものも書かれているというところがあるんです。

そういう意味では、企業はある意味、同じ城西企業だと入札を受けられないんじゃないかというふうに多分考えたのかなど。ということは、やはり先ほど部長が言ったように、ほかのところで指名停止を受けた場合については、それ相当のほかの他市でも呼ばれなくなってくる可能性もあるというのが、他市での状況でもありますので、東大和でももちろん先ほど指名する企業の数も決まっているというところではありますが、その数にしっかりと企業の数があるのであれば、なるべくそういった指名停止を受けてるところ、または受けたところ、近々で受けたところ、そういったところというものは入札の参加をさせないほうがいいと私は思っています。これについて、もう一度お願いしますと言うと、多分同じ答えが返ってくるんだと思うんですが、あえてお答えしていただければと思います。

○総務部長（北田和雄君） 指名委員会で事業者を選定するに当たっては、やはりいろんな角度から判断します。その中で近隣でのその業者の実績とかいうものは、重要な資料というふうになります。ですから、そういった判断材料の一つとして、その時点での指名停止の状況などは一つであるというふうには考えてますし、そういう扱いをしております。

以上です。

○14番（関野杜成君） 了解しました。そのようをお願いいたします。

そして、最後にこの城西企業、指名停止が以前あったというのは、市のほうでは把握しておりますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいまお話のありました企業の指名停止につきましては、今回、一般質問のお話をいただいた後、調べて把握をしたところでございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） 正直にありがとうございます。

やはりしっかりとこの指名停止、この企業に対する指名停止の情報は得られてなかったというようなお話です。

そこで、私から提案なんですけれども、指定管理もそうですし、入札でもそうです。もちろん委託に関しても同じですけども、そういった企業が指定管理に申し込むとき、または入札に参加するときに資料が企業に配られると思いますが、その中の資料の中に1枚、紙を私は追加していただきたいなど。市のほうでしっかり

と指名停止とか、そういったものの情報収集ができるのであればいいんですけども、今までこの1年間ずっとお話を聞いてると、やはり100%できるかどうかという、できない状況にあるというふうには私は見ました。もちろんなかなか難しいことでもあるということは私も知っています。そういう意味では、入札参加する企業、または指定管理に参加するそういった契約を行う企業に対して、今まで過去3年間とか、例えば過去5年間、指名停止等、そういったものを当市だけでなく他市、また官公庁であったかどうか、そういうものを出させる書類をつくったらどうかになって私は思っています。本来であれば、契約側でしっかりと、そういったものがあるかどうかを確認すればいいですけども、確認ができない状況であれば、そういうものを出していただくと。もちろんその紙にうそが書かれた場合については、それなりの罰則を与えなければいけないと思いますから、今回変更していただいたものに追加で、またちょっと入れていただかなきゃいけないかなというふうに思うんですが、こういった提案いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） まず契約の関係でございますけども、指名競争入札ですと、こちらで業者を指名して、当日、札を入れてもらうという対応になりますので、事前資料の配布とあって、こちら指名しちゃってますからね、その後、回収してどうこうというのはなかなか難しいかなと思います。一般競争入札の関係ですと、参加申し込みのときに条件とか出しますから、そこに入れられる可能性はなくはないと思いますが、ただ本人が申し出た内容が事実かどうかの確認行為が今度必要になってくると思います。本人の申し出だけで判断するにはやっぱりいきませんのでね。そういった過去5年間とか、そういった期間になった場合、過去の情報を確認できるかどうか、それは非常に難しい問題だと思います。主に確認方法というのは、ホームページが中心になりますが、ホームページは常に更新をされますので、古い情報というのは恐らく載せられていないというふうに考えます。そういうことを考えますと、やはり公平性ですとか内容の正確性を考えますと、そういったことはなかなか難しいんじゃないかというふうには考えています。

以上です。

○14番（関野杜成君） 入札のほうの企業を決めて、参加企業を呼んで、入札をしてという時間帯で考えると、そう時間はないと思うんです。ただ、そういったものを提出してもらって、実際に仕事をしていただいている間、1年間はそういったものを調べる期間ができるという意味での提案でもあります。1年間あればある程度調べられますし、それでも調べられなければ市側のミス、落ち度ですから企業としては別に問題はないのかなと。ただ、その企業がうそを言わないというところですよ。信頼性という部分で、そういった部分で、まずはそういったものをつけたらどうか。もちろん市としての保険でもあると思うんですよ、そういうものをつけることによって。そういったものもちょっと検討していただきたいなというふうに思いますが、再度お願いいたします。

○総務部長（北田和雄君） 他市での指名停止をどう扱うかという問題だと思いますが、先ほど申しましたとおり法令にかかるような案件は、もう指名停止になってしまいます。そうじゃないやつが東大和市の事例に限って、事案が出た場合に指名停止をするということでございます。他市での指名停止がどういった内容で行われたのか、それがどういったことかということ、なかなか把握が難しい状況になると思いますし、実際契約した後、それが発覚したとしても、その契約時点で、契約のその業者が適正に履行しておれば、契約上何ら問題はないというふうに理解はしております。ですから、過去のことをもって指名を外すとかそういうことに注力するよりは、契約した業者に適正に契約内容を履行させるということに注力をするほうが、市の事業の円滑な遂行に資するというふうに考えています。

以上です。

○14番（関野杜成君） 部長が言うのはもちろんなんですけども、私が言ってるのは、そんなに仕事時間とられないです。出すのは紙1枚、書くのは企業ですから。それをしっかりと持って、調べる時間があるときに調べていけばいいだけのことで、そういう意味では、やはり企業側の誠意といいますか、そういったところも必要なのかなというふうに思っておりますので、この件についてはこれ以上やっても多分変わらないでしょうから、今回はこの程度で終わりにしておきます。

次、ホームページの運用についてであります。

今回、他の議員も何人か、ホームページのアクセスが集中したことによってダウンしたというような質問をされておりましたが、現状、当市、ちょっと同じこと聞くかもしれないですけども、当市のほうのサーバー量というのはどれくらいあって、実際、近隣市で同等の自治体の中でもどういった、どのくらいのサーバー量があるのか、ちょっとその比較がわかれば教えてください。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 東大和市のホームページのサーバー容量につきましては、2種類の単位で表示されております。一般的に作業場所の広さをあらわすと言われますメモリーに関しては4ギガバイト、次に人間でいう頭の回転スピードに当たる中央処理装置のCPUは1コアということで運用しております。当市と同じぐらいの人口規模の市はどのぐらいかということですが、国立市ですとか狛江市など8市のメモリー量につきましては、2ギガバイトから8ギガバイトの間で運用されております。また、先ほど申し上げましたCPUにつきましては、1コアから8コアという状況で運用されております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 今8市ということでお答えいただきましたが、その8市の中で、例えば今回、ダウンしたところがあるのか、またはその中で一番小さな容量というんですかね、そういったところがわかるようだったら教えてください。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今回の統一地方選挙で市長選があった市は6自治体でございましたが、その中で東大和市と同じようにホームページの閲覧障害が発生した自治体はございませんでした。先ほど申し上げました人口規模が同じぐらいの市ということですが、その中でも最も小さい容量で運用している市が清瀬市でございまして、こちらはメモリーが2ギガバイト、CPUで1コアという容量で運用しております。こちらでも今回4月に、同時期に市長選挙がございましたが、アクセス数につきましては2倍程度ということで、閲覧障害は発生しなかったということでございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） そうすると、案外、東大和市長選、市議選のときは、市内の方なのか市外の方なのか、多くアクセスがあったということなのかなって思うんですけども、ちょっと市のほうの——他の議員のでも答えてますが、当市のほうのアクセス量等がわかるようでしたら教えてください。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 先ほどの清瀬市と比べましても、アクセス量は多かったことは想定されます。保守管理の委託先からの報告によりますと、今回、ホームページのアクセス集中でCPUの負荷監視アラートが発生したのが、午後9時40分前後ということでございました。そのときに、サーバーの再起動が必要な状態となりまして、この後の午後11時前後には100%の状態を振り切ってしまうということで、そのときにはアクセス数は通常の8倍以上ということで、アクセスログがとれない状況になってますので、8倍以上の数値はつかめていないという状況でございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） わかりました。

アクセスが少なければ、集中してこなれば今の容量でも足りていたのかなというふうには思うんですけど、やはり今回の現状を踏まえて、どのような形で対処をしていくか。例えばサーバーを上げるとか、ラインを上げるとか、そういったものがあれば教えてください。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今回の事象を検証するに当たりまして、選挙の翌日には保守管理委託先に、まずは今回どういう状況でこれが起きたのかの報告を求めました。その中で、早速調整をさせていただいた中で、疑似オートスケールという対応の仕方がございまして、こちら通常の保守管理委託の中で、私どもがそのアクセスの集中しそうな日程を事前に調整しておくことによりまして、容量を増量して対応できるということでございます。こちらにつきましては、今後、早速対応してまいります。

また今回の集中によりまして、その容量が足りないことが、主には要因だと思われまして、それに当たりましては、通常のスペックの増強に関しまして、後は検討が必要であるというふうに認識しております。

以上です。

○14番（関野杜成君） 必要なときに必要な分の容量をふやすということですから、次からはちょっとそういう形で対応できるかどうかを行っていただければなというふうに思っております。以前よりは、この選挙の開票情報に関しては、サーバーを大きく、CPUをふやしてという状況ですから、実際そのときにまたなってみないとそれがどうなのかというのがわかりませんので、まずはふやした上でどのような効果があったかというのも検証していただければというふうに思っております。

次に、2番、ホームページのアクセス集中に対する今後の予測と対応についてですが、3・11のときもツイッターやフェイスブックしか動いてなかったというような状況で、ある意味そういった大きな地震だったり、もちろん災害だったりがあったときは、市のホームページのほうに、全員が全員アクセスするかどうかというのはわかりませんが、多くの方がアクセスするのかなというふうに思っております。そうすると、今回の投開票と同じような形になるのかなというのがありますから、できるのであればとか、もうなってるのちよっとわかりませんが、例えばそういったことがあったときに、今のホームページの中にある情報全てをなくして、文字媒体で市民に何かそういった情報を伝える、簡単に言えば1ページのPDFという形になりますが、そういったものとか、そういうふうに切りかえを行うことというのは可能なかどうか。そうすることによって多分容量も変わってきますから、アクセスが集中したところでそれなりに負担はかかってこないのかなというふうに考えるんですが、この点について何か考えがあれば教えてください。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今、関野議員からお話ございましたとおり、災害時には今回の投開票の速報と同様に、あるいはそれ以上にホームページのアクセス、集中することは予測されます。ただ、災害の日程というのは当然事前にはわかりませんし、ですからそれなりのスペックを備えておくか、あるいはその際のホームページの容量のほうを軽くして、負荷をできるだけ軽くしておくことは必要になってまいります。これにつきましては、平成24年のホームページのリニューアル時に災害用の対応をいたしました。災害用のテキスト専用ページというのを別に用意してございまして、こちらは、こちらの編集画面からボタン1つで切りかえが可能なようになってございます。こちらのテキスト専用の内容に切りかえておくことによって、アクセスの負荷を軽くするというためのものでございます。あとこのほかに、どうしても先ほど来、申し上げてますけども、サーバーへの負荷というのはアクセス数によって変わってございまして、これからの——今ちょうどス

スマートフォン、若年層も随分、保有率がふえてまいりました。それによります二重のアクセスというのが今発生してる状況もございますので、そういうインターネットへのアクセス環境も、これからも検証していきながらスペックのほうも検討は必要であるというふうに感じてるところでございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） わかりました。

そうですね、若者は最近パソコンでもなく、スマートフォンだというようなお話を聞きます。私ぐらいの年代がパソコンで、それより上の方は紙媒体だというようなお話を聞きますんで、そういう意味では今後、スマートフォンを使った形も必要なかなというふうに思っておりますが、通告してないのでお話しはいたしません。次のときに必要なかなというふうに思っております。

ホームページに関しては、市側もそれなりの対応を今後してつた上で、どのようになるか検討していきたいということですから、今お答えいただいたことを実施していただいて、今度の選挙時にどのようになるかをしっかりと見て、もしそれでもだめであれば、もう一度改善しなきゃいけないし、それでよければもっと使いやすく改善するとか、それなりのことをしていただければなというふうに思っております。

それでは、次、3番目、子供の放課後活動についてに入ります。

今回この子供の放課後活動というのを質問した中には、町なかを放課後、町なかというか、学校周辺と言ったらいかな、放課後、歩いていると、余り校庭で子供たちが遊んでない状況が見えるなというふうにならなと思ったのと、実際、先月に豊島区のほうに視察に行ってきたして、そこで見つけた子どもスキップというその事業のよさがあったので、質問をさせていただきました。

この子どもスキップという事業なんですけれども、御存じですか。こっちなかな、教育委員会かな。御存じですか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 子どもスキップのことにつきましては、事前に勉強はできておりませんが、議員のほうから資料を見せていただいて知ったというような経緯がございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 今、市のほうで行っている児童館だったり、放課後子ども教室だったりというものが、子供たちの放課後の内容だと思うんですけども、放課後子ども教室と児童館は多分担当がちょっと違うのかなというふうに思っておりますが、これ放課後子ども教室の場合については、余裕教室を活用してということなんですけども、この子どもスキップの事業に関しては、空き教室を活用してという事業になります。そういう意味では、教育委員会としては空き教室はないというようなことをずっと常々言われているんですが、そういう意味があつてこの子どもスキップをやろうと言っているところが、内閣府なかなという感覚はします。本来であれば、教育委員会の担当のところだったり、子供の担当のところだったりということから、こういったものというのは出てくるのかなと思うんですけど、やはり各省または担当によっては、それなりの考えがあるのかなというところで、多分、内閣府から出たんだろうというふうに思っています。

ちょっと話が長くなって申しわけございませんが、実際、豊島区のほうに行って、この子どもスキップを見ってきました。この子どもスキップに関しては、ちょっと放課後子ども教室とも似てるかなというところもあるんですけども、学校が終わってそのまま、私が行ったところは学校の敷地内にこのスキップの場所があったんですね。場所によっては、外、近隣のところに建てるとか、または学校内の教室を使うとか、そういった形でございます。そこで、まず子供たちが集まってきたときに何をやるかということ、宿題をみんなで行って、そ

の宿題が終わったところに自分たちで遊んだり、または外にいて遊んだりというようなことをやっています。ある意味、児童館だったり放課後子ども教室に似てるなというところなんですけど、1点ちょっと似てないところがありまして、空き教室を活用してるというところですよ。

実際これを立ち上げた女性の役人の方なんですけれども、お話を伺ったときに、空き教室と書いてあるけれど、実際にこれすぐにできたんですかというお話をしました。そしたら、やはり初めはちょっと答えを渋っていたんですが、何度か聞いたら、正直、教育委員会といろいろと、一悶着あったまでは言いませんけれども、けんけんがくがくと、いろいろあったというようなことをおっしゃってました。理由は簡単です。空き教室はないけど、余裕教室があるというところでのやはり押し問答だったそうです。その中で、じゃ一度、ちょっとそういうものをつくりましょうということが、何とか話し合いの結果、1年半ぐらいかけてできたらしいですね。それをつくってみたら、そのスキップに来てる子供っていうのが、実際、学校の中では椅子に座ることができなかった子供たちが、実際スキップで見るとちゃんと座ってる。なおかつ学校の授業でも少しずつ態度が変わってきて、しっかりと座って勉強するようになってきたというものが見えてきた校長先生がいたんです。その校長先生が校長会で、いやうちのところで今回スキップやってるんだけど、こういうことがあったんだという話が出た途端に、多くの小学校の校長先生が、うちもあいてるよ、うちもあいてるよっていうふうに出した。だから、一番初め、どこに置くかというところが、今回はこれ肝だったらしいんですけど、それで行ったことによって、それなりの実績が出たので、児童館とか放課後子ども教室というよりも、こういう形をとっていったというのが豊島区の流れでもあります。

そういう意味では、やはり子供たちのためでもありますし、最近ちょっと子供、外に出てるなと思っても、近くに行ってみると、やっぱりゲームをやってるんですよね。まあ中でゲームやるよりはいいのかなとは思いますが、できれば外で一生懸命元気に遊んでほしいというのが私の考えでもありますので、まずはちょっとこの子どもスキップ事業に関して、子ども生活部と教育委員会でお話をさせていただいて、こういう事業があるんだと、その事業も勉強していただいて、いいものであれば私は各小学校に置いてほしいなというふうに思っているんですけれども、両方からお伺いします。いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子ども生活部では、放課後子ども教室と学童保育所、学童保育、両方、担当しておりますけれども、今、国が進めております放課後子ども総合プランによりまして、その放課後子ども教室と学童保育所の連携事業から一体型を目指すということでございます。当市の平成27年4月からスタートいたしました子ども・子育て支援事業計画の中でも、今後、31年度までの計画でございますけれども、学童保育所と放課後子ども教室、さらにはランドセル来館事業との連携を全学校で目指すというようなところでございます。さらには放課後子ども教室を一体型、学校の中で、31年までの半分ぐらいの学校でやりたいというような目標数値を置いてるところでございます。

現状に当たりましては、昨年度、第二学童、二小の学区でございますけれども、こちらのほうで非常に学童の申請者が多かったというところがございます。待機児童につきましては施設内の南街市民センターでございますけれども、そちらのなんがい児童館でランドセル来館ということで受け入れをしたところでございますけれども、それでもキャパシティオーバーしてしまったというようなことがございまして、教育委員会を通しまして第二小学校に協力の依頼をいたしたところ、第二音楽室を借用いたしまして、学校内でランドセル来館事業が昨年度からできたというようなところでございます。

今年度に入りまして、その状況は第二学童では変わってないんですけども、今度は第四小学校でやはり同じ

ような状況が生まれて、第四学童におきまして、やはり待機児童が発生したというところがございます。第二・第四学童におきましては、児童館が近隣にございませんで、対象となるのがならば児童館でございますので、そちらの担当が主になりまして、今度は第四小学校の余裕教室をお借りして、そちらのほうでランドセル来館事業をやったと、始めたというようなところもございます。これにつきましても、教育委員会を通して第四小学校等に協力依頼をいたしまして、4月からスタートできたような次第でございます。

今後につきましては、別な話ですけども、放課後子ども教室は全学校で、週における日数の多寡はございますけれども、全小学校で放課後子ども教室を行ってるところでございますけれども、こちらの放課後子ども教室と学童保育所のまずは連携事業ですね、学童保育所に行ってる方も、放課後子ども教室に参加いたしまして、放課後子ども教室が終了したら、学童に戻るといふようなところを連携事業と言っておりますけれども、こちらを今年度、試行的にまずは始めたいと考えてるところでございますが、何分、当子ども生活部だけではできない事業ではございませんので、教育委員会と綿密な調整と、御協力いただかないと実施できない事業だということ認識はしてるところでございます。

以上でございます。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 教育委員会におきましても、今、第二小、第四小学校での学童クラブの待機児童の受け入れについて子ども生活部のほうから御説明ありましたが、教育委員会の中でいろいろ話し合う中でも、当然ながら子供たちの安全の確保のためということで、学校施設の活用ができる部分がございますので、子供たちの安全確保のためにこの事業に協力、連携を図っております。今後とも児童の安全な放課後の居場所づくりという、そういうテーマに関して協力できる分はしていきたいと思っております。あとは先ほど空き教室だとか余裕教室とかということがございますけれども、学校の実態に応じてということになります。そういう中では児童の数が減ってきてる中で、十分まだあるなというところもあれば、数年前に増築した八小のように厳しくなったところもありまして、そういう中での特別支援教室の展開だとか35人学級の進展などの社会的な動向ですね、そういうことも見きわめながら連携、協力を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**14番（関野杜成君）** ありがとうございます。

ここで余り空き教室なのか、余裕教室なのか、議論すると、またちょっと言った、言わないになってしまいますので、しっかりと、ここは空き教室、ここは余裕教室というので、子供たちの放課後子ども教室であったり、ランドセル来館だったり、そういうものを行うに当たって子ども生活部としっかりとお話をさせていただければというふうに思っております。ある意味、この子どもスキップ、放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業とを足したものだというようなことも書いてあります。実際この子どもスキップに行って、夕方になったら学童のほうに行くというふうなお話も伺っておりますので、ちょっとこの点、研究していただいて、いいものであれば取り入れていただきたいというふうに思っております。

それとあと学校のほうという、これを質問した理由が、やはり子供たちが外で遊んでない、先ほどもお話しさしていただきましたが。そういう意味では、学校で遊んでないというふうに思ったんですけど、ちょっとこれ聞きたいんですが、学校って開放、今全部してるんでしょうか、教えてください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 学校のほうが、放課後の校庭等を開放してるかということでございますけれども、一小から十小までにおきまして、現状としては七小以外は学校のほう、校庭のほう、一度下校してから遊びに来るといふ形、そして保護者の了解を得てというふうなところで開放しているところです。七小につき

ましては、毎日、放課後子ども教室が実施されているというようなことから、学校のほうは遊びに来るということであれば、放課後子ども教室のほうに登録をして、そして遊ぶようにしましょうということではあるというところではあると思います。こちらのほうは、学校に放課後、自分で自由に遊びに来た子供と、放課後子ども教室に遊びに来た子供と混乱をしないようにというような配慮の中で、学校のほうが考えて放課後子ども教室に一本化しているというような状況がございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） その開放している状況で、例えば家に帰りました。その後、親と一緒に子供が学校内の校庭で遊ぶというのは、基本的にこれはよしとしているということではよろしいのでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 特に学校の開放に、親と同伴して遊びに来るということを拒んでいるわけではございません。しかしながら、現状としましては、学校のほうには、校庭のほうで子供たち同士で遊ぶということのほうが多いというふうには認識しております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） もちろん子供たちで遊ぶのが基本ですけど、ちょっと見ると親御さんが学校ではなく公園で子供と遊んでたりという状況が見受けられるので、そういう意味では子供も、また親も学校でそういう遊びをしていいのかどうかというのはわかってないのかなど。ある意味、周知ができてないのかなというふうにはちょっと私は思っております。そういう意味では、学校も遊んでいい場所なんだよというのを、例えば子供たちにお話するとか、そういう周知というのは定期的にされてるのかどうか、またはしてないのであれば、できれば周知をしていただきたいというふうには思っております。いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 私のほうで把握しておりますのは、各学校で、例えば入学式、そういう際に、学校のルールなどをお伝えする際に周知しているということ。また学校に、全学校かどうかはちょっと今はっきりしないんですけども、学校の敷地内にそういう放課後の校庭での遊びについての守るルールということを表示しているところもでございます。ほかにもあるかもしれませんが、そちらのほうもよく校長会などを通じて確認をしながら、周知の部分が足りない部分があれば図っていきたくて考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

正直、東大和は遊ぶ場所がない、グラウンドとかそういうのが少ないまちですから、そういう意味ではせっかく一番大きな、グラウンドとしては学校がありますので、そういったところで遊ぶように子供たちにも伝えてほしいなど。まだ私のところの芝中団地だと、そんなに交通量が多くないので、道路でサッカーやったり野球、キャッチボールしたりというのもたまに見受けられます。本来であれば、私が小さいときはそうやってましたから、そういう意味ではいいのかもしれませんが、最近はなかなかそういったことがやりづらくなっているところでもありますので、学校開放をなるべくどんどんどんどんと周知をしていただければなということをお願いいたします。

次の質問に移ります。

空き家対策に関してです。

空き家に対して指導、勧告、命令ができるというようなことになったと。正直、今までは多分、どこに住まわれているのかという連絡もとれない状況だったのかなと思うんですけども、固定資産税を見て、所有者情報を活用して、実際にお持ちになっている方のところまで連絡がいくということになったという認識でよろしい

のかどうか、まずこの点を教えてください。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 法律の施行によりまして、空き家等の所有者等は適正管理が努力義務として明確にされたものでございます。固定資産税の情報も使用して、調査をできるようになりましたので、従前におきましては登記所での登記簿の調査に基づいた中で文書送付してたところでございますが、法律の施行によりまして課税情報であります固定資産税の住所要件等がわかりましたので、直接、防災担当者が所有者とコンタクトをとれるという状況になったものでございます。これによりまして、時間的にもワンクッション入りませんので、非常に早い対応ができるかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） しっかりとその所有者、持ち主のところに連絡がとれて、対応ができればそれなりにできると思うんですけど、この法律、行政代執行ができるとか云々とかってというのがありますが、私、今回これ質問したのは、どんどんやりなさいというわけではありません。なるべく市行政が、そういった行政代執行をしないように、しっかりと所有者と話し合いを持って、そういう空き家がある場合は処分をしてもらうという流れを強調してやってほしいなというふうに思っています。

理由としましては、連絡がついたけれども、取り壊しもしてくれない、何もしてくれないという状況の中で、行政代執行をして取り壊しをしたってなると、その費用というものがやはりかかってきます。基本的にやらない人ですから、そういう費用も払わない人の可能性もありますので、何でもかんでもどんどんどんどんやっていこうではなく、しっかりとそこら辺は交渉をまず第一優先として、この空き家対策を行ってほしいなというふうに考えているんですが、この点についていかがでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 非常に空き家を野放しにしておきますと、草の繁茂とか枝が伸びたりとか、被害も大きくなりますので、小さいうちに市としても、市民の方からの情報をいただきながら、また現況調査をした中でのその対応につきまして、今後も可能となりました固定資産税の所有者情報を活用いたしまして、引き続き適正な管理につきまして理解を求めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ちょっと答えが違うかな。私が求めているのは、もちろん固定資産税の所有者情報を活用して、その所有者に行き着くところまでというのは必要なことですが、そこでだめだった、何も動かなかった、だから、じゃ行政代執行をしようという考えではなくということなので、できればそういうものではなく、なるべくその所有者とお話し合いをして解決していきたいという回答が得られるといいなと思ってるんですけど、いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 空き家の対応ですけども、代執行ができるのは空き家の中でも特定空き家に限られます。その特定空き家を決めて、指導、勧告とかやってからの話になりますけどね。ただ、特定空き家を決めるに当たっても、行政が一方的に決めるよりは、やはり協議会とか、そういった第三者機関をつくって、そこで判断をしてもらって、やはりやる必要があるかなというふうには思ってますので、その上で特定空き家と指定をして、助言、指導、勧告をして、命令をして、それでも従わなかった場合の代執行ですので、かなり先の話になってしまう、代執行に行くまでがね。かなりの手間がかかります、時間も。それよりは、やはり所有者を早く特定して、その所有者との交渉を行うことによって、持ち物ですから、処分するかしないかはその所有者の意向によりますから、まず周りに迷惑をかけないような適正な管理をやってくださいということを、粘り強く伝えていくのが、やはり現実的な対応じゃないかというふうに考えておりますので、現在のところはそれを

中心に進めていきたいというふうには考えています。

以上です。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

今の答弁をいただきましたので、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、関野杜成議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（関田正民君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

〔1番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず大項目の1ですが、介護保険制度についてです。

①介護保険制度が4月から改定され、また8月からは新たな利用者負担などによりサービス後退が懸念をされます。改正の内容と被保険者、事業者への影響について市の見解、対応を伺います。

大項目2では、生活困窮者自立支援制度並びに生活保護制度についてです。

「東大和市暮らし・しごと応援センター そえる」が発足して、この6月で満1年を迎えます。この間の同事業の実績や生活困窮者自立支援制度並びに生活保護制度の課題について伺います。

大項目の3では、市内小規模企業の振興施策について伺います。

小規模企業振興基本法が施行され、この6月で満1年を迎えます。市内小規模企業の振興施策や、今後の課題について伺います。

大項目の4では、市立狭山緑地の管理についてです。

管理状況について伺います。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔1番 森田真一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、介護保険制度の利用者負担の改正内容と被保険者、事業者への影響についてありますが、今回の改正は制度の持続可能性を高め、より公平な負担となるよう一定以上の所得のある介護保険サービス利用者の方の自己負担を従前の1割から2割に見直しが行われ、また一定額を超える資産を有する方への補足給付の見直しなどが行われるものであります。これに伴う改正内容の周知や事業者への説明につきましては、市報や市公式ホームページ、ポスターなどにより適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、東大和市暮らし・しごと応援センター そえるの実績と生活困窮者自立支援制度並びに生活保護制度の課題についてであります。東大和市暮らし・しごと応援センター そえるの実績につきましては、社会福祉や就労支援の専門相談員が、自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援及び生活保護受給者への就労準備支援の相談に当たりました。生活困窮者自立支援制度の課題といたしましては、相談者の状況に適した就労の場や新しい居場所の確保等、多様な活動の場を準備する必要があり、地域社会との連携を含めた、これらの体制づくりが課題であると考えております。生活保護制度につきましては、被保護者に対する就労・自立支援の充実、医療扶助の適正化、不正・不適正受給への対応等が課題であると認識しております。

次に、市内小規模企業の振興施策や今後の課題についてであります。小規模事業者に対する振興施策として、運転資金や設備資金等の小口事業融資等の融資あっせんを実施しております。さらに信用保証料補助及び小規模企業近代化資金利子補給により、事業者負担の軽減を図っております。また市内の商店街及び商工会が実施したイベントに対して、都の補助を活用して助成を行っているところであります。今後の課題についてであります。中小企業大学校と連携し、同校の要するノウハウを活用しながら、小規模事業者や商店街の活性化を図っていくことであると考えております。

次に、市立狭山緑地の管理状況についてであります。市立狭山緑地の管理につきましてはシルバー人材センターに委託をし、来園者の案内を初め緑地内の巡回、安全確認、軽微な修繕などを行っております。その他、定期的に除草や清掃を実施し、利用者の皆様が楽しく過ごせるよう引き続き適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時36分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず介護保険制度についてであります。私は今回この質問をさせていただくに当たって思っていること、先に述べさせていただきますけれども、この間、介護保険制度が大きく変わったということもあるんですけども、もう既にその直前からと言っていいんでしょうか、軽度者への給付の抑制ですとか利用制限、始まっているのではないかと現場からのお声があったということもありまして、これを質問させていただこうというふうに思います。

現場のケアマネジャーさんとか、また利用者さん御自身もですけども、サービス提供をお願いしようと思ったら、今受けられないんですとか、また2年間ぐらいだったら何とか持ちこたえられますけど、その先までは責任を持ちかねますと、こんなような非常に厳しいお話も、その際にもらったんだというふうに聞いております。

それでは、初めに利用者負担の面からお伺いしたいと思うんです。

まず、この8月からの給付の内容の改定について、簡単に御説明をいただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 8月からの改正内容でございますけれども、大きく3点ほどございます。

一定以上の所得がある介護保険者の被保険者の方の利用者負担が2割になること、また高額介護サービス費の一部の上限が変わること、さらに低所得者の方の介護施設の利用者の食費、居住費の軽減の適用要件が変わることなどが改正されます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 一定以上の所得がある要介護、要支援被保険者は利用者負担が2割になるということなんです。具体的にはどういう基準になるのか、もうちょっと教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 65歳以上の被保険者の方で、合計所得金額が160万円以上の方が2割負担の対象

となります。ただしということで、世帯の65歳以上の方の合計所得金額が単身で280万円、2人以上の世帯で364万円未満の場合は1割負担ということでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） なぜ今回、こういう引き上げを行う必要があったんでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 改正内容の趣旨でございます保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるということで、これまで一律、1割に据え置いていた利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得の保険者の方については、自己負担を2割とするものでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 当市で、この2割負担になる対象者というのはどれぐらいいると推定できるんでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 当市における2割負担の対象者の数値でございますけれども、現時点では不明ということでございますけれども、国からの指針で65歳以上の方の基準となる所得を上位20%というふうに設定してございます。これを計算いたしますと、当市の要介護、要支援を受けてる被保険者の方は、27年4月末で3,382人でございますので、その20%ということですので約676名の方が2割負担の対象になるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 利用者御自身、また事業者の方が、それぞれこの負担割合を確認する場合には、実務的にはどういうふうになるんですか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今回の改正で、新たに負担割合を記された介護保険負担割合証というものが交付をされます。介護サービスを利用するときは、従前ある介護保険の被保険者証と、この新しく出る介護保険負担割合証の2枚を一緒にサービス事業者に出すということになります。

一方、事業者の方でございますけれども、今後は1割負担と2割負担ということが混在をいたしますので、介護保険の負担割合証の確認作業が必要になるということでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この従前1割負担の方が2割負担になった場合に、要介護、要支援の被保険者の方、全員が月々の負担が単純に2倍になるというふうに理解してよいのかどうかというのを教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 利用者負担といいますのは、上限がございますので、上限を超えた分については高額介護サービス費というものが支給されます。したがって、全ての被保険者の方の負担が2倍になるというわけではございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） そういう制度、ちょうど健康保険も同じような制度がありますから、イメージ的には理解はできるんですけども、ただここでは政府の社会保障審議会の介護保険部会が、審議会の中で資料を出して、実際どういう負担増になるのかというのを例示してる資料があるんです。ここでいいますと、例えば要介護1の方でいうと、月の平均でいうと7,700円から1万5,400円へと、要介護3なんかでいいますと、1万4,000円から2万8,000円と、要介護5で2万1,000円から3万7,200円と、ほぼ倍増になっているんですね。お一人お一人は当然違うわけですけども、総じていうと月々の負担というのは、よほどの変動がない限りはほぼ2倍になるというふうに理解をしてよいのではないかというふうに思います。これは意見として申し添えたいと思

ます。

それから、次、伺いますが、家族構成によっては生活保護受給世帯ですとか、あと住民税非課税世帯で、所得が160万円以上と計算できる場合あるかと思うんですが、この場合、一律の所得基準に基づいて2割負担の対象となるのかどうか教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 生活保護受給者の方、また住民税の非課税世帯の方については、所得にかかわらず1割負担ということでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） それから、住民税の未申告の方については、課税資料がないということになるわけですが、この場合は取り扱いとしてはどういうふうになるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 現に住民税が課税されていないということを踏まえまして、判定上は1割負担とさせていただきます。その後所得の更生がされて、負担割合の結果が結果的に2割になった場合は、遡及して過誤調整をするということの扱いでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 過誤調整をするということ、ちょっと細かく伺っちゃいますが、これはさかのぼって、民法上でいうと多分債権5年というふうに、今度、一律になるかと思うんですが、そこまでさかのぼるような感じになるのか、あとは延滞金みたいな形で何か利息の計算まで入ってくるのかみたいなことって、そういう細かいことみたいなことというのは今の時点では決まってるんですか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 申しわけございません。現時点では、ちょっと事務上の取り扱いはまだ精査をしてございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 負担割合の判定に当たって、所得状況等、確認するということについては、被保険者からの同意をとってということになるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 税情報を用いまして、職権で判定することというふうになってございますので、同意は不要というふうに考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） それから、旧措置入所者の方ですけれども、この方についても、やっぱり2割負担の対象になる場合があるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 旧措置入所者、介護保険施行以前から特別養護老人ホーム等に措置入所している方につきましては、従前の費用徴収額を上回らないようにということを配慮して、趣旨がございまして、2割負担の対象外ということでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） これ月々の自己負担2割の上限額となります高額介護サービス費の一部が、上限が新しくなるということなんですけども、これについても教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 高額介護サービスでございますけれども、所得の高い現役並みの所得相当の方がいらっしゃる世帯の被保険者につきましては、相応の御負担をお願いするという事で、負担の限度額が月3万7,200円から4万4,400円に引き上げられるものでございます。具体的には、同一世帯に課税所得145万円以上の65歳の被保険者の方がいる場合に、対象となるものでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 高額介護サービス費の制度なんですが、これはその基準、今おっしゃったような基準を超えたときに還付されてくるということによろしいんですね。

○福祉部参事（尾崎淑人君） そのように理解してございます。

以上です。

○1番（森田真一君） そうすると、健康保険みたいに標準負担限度額認定書みたいのを先に出して、実際の懐から出てくるお金が少なくなるというんじゃないかと、1回、自分で負担しなきゃいけないということによろしいんですか。ちょっともう1回、確認してください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 済みません。高額サービス、今、森田議員がおっしゃったのは利用者負担限度額のお話だと思いますので、こちらについては月額が上がると、3万7,200円から4万4,400円に上がるという制度でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。済みません。

それでは、この中では現役並み所得相当だという判断をされると2割になるわけですね。そのときに、それが1年間ですか、その割合になるというのは、これは扱いがどういうふうになりますか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） これは月額の負担の上限額の制度でございますので、例えば生活保護を受給しての方の負担の限度額は1万5,000円ということで、それぞれ所得に応じて2万4,600円になったり、3万7,200円になるという制度でございます。それで、現役所得並みの所得者がいる世帯については、新しく新設をされて4万4,400円になるということでございます。

○1番（森田真一君） それから、よく似た紛らわしい名前ですが、高額医療高額介護合算制度で、これも限度額が変わるというふうにあるんですけども、これも何か難しそうなんですけど、ちょっとわかりやすく教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 高額医療・高額介護合算制度でございますけれども、年間の介護保険のサービス費と医療費の自己負担が一定額の限度を超えたときに、超えた分が支給されるという制度でございます。27年の8月の計算分から変更されるということでございますけれども、内容については非常に事務的に細かい情報になるということで、ちょっと数字については割愛をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○1番（森田真一君） そのところは本当にざっくりで結構なんですけど、非常に細かく分かれてるというのも、私もちょっと調べてわかったんですが、下がる方って言ったらいいのかな、負担が軽くなるって言ったらいいのかな、そういうような方も場合によってはいらっしゃるということでもいいわけでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 場合によってはあるというふうには考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） それでは、低所得者の施設利用者の食費、居住費なんですけども、これも今回、負担額が変わってくるということなんですけど、これはどういうふうになりますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 低所得者の方の施設の食費、部屋代等につきましては、御本人の負担が原則ということになってございますけれども、低所得者の方については負担の軽減を行っていたということでございますけれども、在宅で暮らす方や保険料を負担する被保険者の方との公平性を高めるということで、一定以上の資産をお持ちの方については、御自身で御負担をしていただくということで、基準の見直しを行ったものでござ

ざいます。改正の内容でございますけれども、御本人と同一世帯の方が市民税の課税をされてるかどうかということ、または別の世帯でも配偶者の方が市民税を課税されているかどうかということを確認いたしまして、課税をされてる場合には負担軽減の対象外とするものでございます。また住民税の非課税であっても、預貯金等の金額を確認させていただいて、配偶者がいない方については1,000万円以上、配偶者がいる方については合計で2,000万円以上の基準額を超える場合には、負担軽減の対象外とするものでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） これは対象者となるのは、どれぐらいいそうかとかいうことは、今の時点では計算できるんでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 現在、負担限度額の認定を受けている被保険者の方でございますけれども、27年の4月末現在で3,382人いらっしゃるわけですが、預貯金の資産を持つ方というのは、対象件数がつかめないのが具体的なにはわからないということでございます。今年度実績を踏まえて、次年度以降はある程度の予測はつくかなというふうに考えてございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 保険の世界に自分の資産で負担が変わるといのは、多分、今回が初めてなんじゃないかというふうに思うんですけども、この資産を調べるといのは、すぐ思いつくのは、課長も前にお仕事されました生活保護の制度が、まさしくそれになるわけですが、生活保護の適用するときなんか、この資産調査みたいなのは、結構時間も手間もかかるというふうに、私も理解してるんですけども、同じような事務を基本的にはするというに当面なるんでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 資産の調査の関係でございますけれども、預貯金につきましては通帳、あと投資信託につきましては、銀行や信託銀行の口座等の残額を通帳等で確認をするということでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） ということは、流動資産に限って把握するってことなんじゃないかね。生活保護だと、もしかしたら田舎に土地があるんじゃないとか、いろいろそこまで含めて資産の把握をするということになるわけですが、そうなのかどうかということと、それからプラスの資産は、まさしくこのとおりでと思うんですけど、住宅ローンを抱えてるだとか、何かマイナスの資産と言ったらいいんですか、負債については、これは逆に引き算するような計算になるということなんじゃないか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今、銀行口座、投資信託というふうな言い方をいたしましたけども、金とか銀とかの積み立て購入であるとか、あとは時価評価額が把握できる貴金属というものも含まれております。またマイナスの負債については、特に例示がないので、現状では取り扱いはないのかなと……。

失礼いたしました。負債についてでございますけれども、借入金、住宅ローンなどについては、預貯金から差し引いて計算をするという取り扱いでございます。失礼をいたしました。

○1番（森田真一君） 被保険者の方が、何か事実を曲げてみたいなことは決してないことを前提に私は話しますが、例えば親族間で個人的に貸し借りをして、例えば兄に借金をしてるんだとかいうようなことも、当然これはこの債務の中に入ってくるでしょうから、なかなか実務として把握するのは非常に難しいなというふうに思います。

なぜこのような配偶者の資産まで調べなきゃいけないのかということが、絞ってもし御説明いただけるようであれば教えていただきたいというふうに思うんですが、例えば先ほどおっしゃったような1,000万円とか

2,000万円って、私もそんな大きなお金、持ってないですけども、あったらすごいなと思うんですが、そうはいっても高齢者の方でいいますと、例えば老後、ホームに入んなきゃだとか、いろいろ心配がある中で一定の蓄えを、生活、切り詰めてやって結構まとまったお金、1,000万円を超えるようなお金を持ってるってことも、そんなに珍しいことではないわけですよ。そういうつましい生活の中で、何とかその後のことを自分で準備をしようと思ってたら、そこにまた負担がふえる理由がつくというのは、何となく得心がいかないような気もするんですけど、こここのところでは役所というか、国のほうなんかでどういう説明してるんでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 1点目の配偶者の方の所得についてでございますけれども、配偶者の方であっても、民法上の扶養義務というか、親族以上に家計を支え合う関係だということで、配偶者の方が住民税を課税されてる場合には、食費や部屋代を負担していただくということでございます。

それから、2点目の今議員のおっしゃった1,000万円預金の蓄えが必ずしもということでございますけれども、これについては具体的に説明はないというふうに認識はしてるところです。

以上です。

○1番（森田真一君） これは民法上のということなので、今は多分、考え方が違うんだと思うんですけど、例えばDVだとか、そういうので実態的に扶養関係にないような間柄というような場合は、これは勘定に入れないということでもいいんですよ。

○福祉部参事（尾崎淑人君） DV被害者につきましては、今議員おっしゃったとおり勘案の対象とはいたしません。

以上です。

○1番（森田真一君） そうですね、例えば家事援助サービスなんかを、利用者の方がお願いするときによく言われるのが、御家族と一緒に住んでると、その利用者御自身の洗濯だとか、お掃除だとかは、これは引き受けられるけど、家族の分は引き受けられませんだとか、利用については個人単位ということ、結構厳しく言われますよね。ところが、お金をとる段になると、いきなり家族ですよ、義務だっていうふうになるのは、私は給付と反対の理由という関係でいうと、ちょっとやっぱりそうは言ってもおかしいんじゃないかなというふうに、この制度について思うところですよ。これは意見として申し上げておきます。

それから、あと実務的な話になりますが、金融機関への照会も当然生活保護なんかと同じような形で、同意をとって行うということでもいいんですよ。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 金融機関の照会についてでございますけれども、国のQ&Aにおきましては、サンプル照会であるとか、あるいは疑義がある場合に照会を行うということで、必ずしも全件について照会をするということではございません。また同意につきましては、申請書の中に同意の欄がございますので、説明を申し上げた中で同意書に記入をというところをお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 利用者でいうと、そういうことで、非常にこれから負担がどんどん大きくなっていくってことは言えるのではないかなと思います。

そこでなんですけど、この介護保険に限らずですけど、この間、例えば去年の4月から消費税も8%になりましたし、29年からは10%になるという予定に今のところなってるわけでありまして、また去年と、それからことしの4月にはそれぞれ新たに70歳になった方だと、健康保険の一部負担が倍になったりだとか、次々、次々、負担がふえて、この年金世代の方でありますから、年金も毎年毎年、下がってきてるという関係になって、非

常に入ってくるものは減ってるのに、出て行くものは、特に公的な理由で出ていくものは非常にかかってくるというのは、暮らしを追い詰めているんじゃないかなというふうに思うんです。

私、今回の質問のあんちょこと言ったら何なんですけど、少しでも情報とれるようにと思って、介護職員の方がよく読むような雑誌なんかもちよっと買い求めて目を通して、私、専門家じゃないですから難しいことは全然わかんないですけども、特にこの利用の関係でいうと、このケアマネジャーさんだとか、そういった方たちも重要視してるのは、こういった負担がどんどん暮らしの中で重くなっていくということが、介護されている御家族、御本人にとって経済的に非常に厳しい状況を生み出しているんじゃないかというふうに言っているんですが、この点では市はどういうふうに認識されますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 繰り返しになってしまうのかもしれませんが、団塊の世代の方が2025年に向けて高齢者が増加していくというところで、介護保険制度についても制度の持続可能性をというところで、利用者負担についてもお願いをしているということでございますので、市におきましても利用者の方、被保険者の方、丁寧な説明をしながら理解を求めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） では、利用者負担の面からは、とりあえずこれで1回、閉じさしていただきますけども、次にこのケアを担う側の立場からはどういうふうになっていくのかということについても、お伺いしたいと思うんです。この制度改正に当たっては、本当に昨年度はニュースなんかでも繰り返し取り上げられたところでもありますし、またこの議会でもさまざまな方が類似の質問をされたわけではありますが、今回の改正の中で、地域包括ケア、または地域包括ケアシステムという言い方で表現される仕組みが何度も出てくるんですけども、耳なれない言葉なんですけど、これは一体どういう概念なんですか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 地域包括ケアシステムでございますけれども、先ほども言いましたけども、団塊の世代が75歳以上となる平成37年、2025年に向けまして、単身高齢者の世帯、あるいは高齢者の夫婦のみの世帯、認知症の高齢者の方が増加が予想されるという中で、介護が必要な状態になっても住みなれた地域で暮らし続けていけることができるようにということで、市が中心になって介護だけではなく、医療や介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保されるシステムというふうに言われております。また地域包括ケアシステムについては、保険者である市、あるいは都が地域の自主性、主体性に基づいて、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要であると言われてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今の御説明だと、高齢者の方の介護がだんだん質が上がってきて、言ってみればより一層、QOLを上げるために新しい介護の仕組みを導入することを考えたんだというふうにもうかがえるんですけども、ただもともと、先ほどもちよっと専門職の方々の議論が載ってるような雑誌なんかでも見てみると、そういう面もある程度はもちろんあるわけですけども、大前提になってるのは、あくまでも国の介護保険にかかっているお金、もう一つ言うと医療にかかっているお金、社会保障費がこれ以上、膨張するのを食い止めたいと、こういう話から出発してるというふうに、まずイの一番に出てくるわけなんですけど、御説明がちよっと何となく、ちよっと次のところにそれてるんじゃないかなというふうに私は思いましたが、どうでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 繰り返しになるかもしれないんですけども、やはり持続可能性のある制度というのは、財源も含めてですね、財政も含めて制度として持続していくためには、やはりこの地域包括ケアシステムという仕組みづくりが、構築が必要だということだろうというふうには考えてございます。

以上です。

○1番(森田真一君) 私、前回の議会のときにも介護保険の関係を、お話を聞かせていただきましたけれども、このときは訪問看護の問題で特に立ち入って教えていただいたわけですが、このときも、これから利用者がどんどんふえていくけれども、それを受けるほうの体制が、なかなか整えるのが大変だから、差し当たっては、いかにも元気そうな方については後にして、ちょっとまず先に手をつけなきゃいけない人からいくと、トリアージというんですか。こういうこともやりながら、言葉は適当じゃないですけど、間引きをしながら帳尻を合わせると。こういうようなこともやりながら、この介護体制をつくらざるを得ないんだと、こんなようなお話もあったところなわけですけども、このことも、この基本的な性格の問題なんで確認をしておきたいというふうに思って申し添えておきます。

それで、この地域包括ケアシステムのかなめになるのが地域包括支援センター、東大和でいうとほっと支援センターということですけども——になるんだというふうに説明をされているんですが、当市のこの3つのほっと支援センターについて伺いたいというふうに思うんですけども、行政報告書をこの間の見てみますと、例えば21年から25年の間に相談の延べ件数、それから相談の実人数、それからそのうちの訪問によるものというものも大変増加をしてますし、高齢者の実態把握で外に出て行かなきゃいけないというふうなことも、これも大事な仕事であるんですが、いずれも急速に数がふえているというふうに見えるんですが、合計は行政報告書には出てませんので、その認識はそれでいいのかどうかということを確認をしたいと思います。

○福祉部参事(尾崎淑人君) ほっと支援センターの利用状況というところでございますけれども、相談件数については、減ってる年もございますけれども、伸びていると、増加傾向にあるということで、私どももそのように認識はしてございます。

以上です。

○1番(森田真一君) 私が電卓をたたき間違えてなければ、この21年から25年の間にふえた件数なんですけども、相談の延べ件数でいうと3.25倍、それからそのうちの訪問は4.02倍、相談実人数でいうと2.39倍、相談、そのうちの訪問でいくと2.70倍で、高齢者実態把握に行った人数というのが1.87倍と本当に短期間の間に急速にこなさなければいけない件数というのがふえているということが、この行政報告書からは読み取れたわけがあります。これを担っていらっしゃるスタッフが、今どういうふうになってるのかということも伺いたいんですが、どういうスタッフが何人ぐらいいらっしゃるって体制を組んでるのかってことを教えてください。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 相談に当たるスタッフでございますけれども、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のこの3職種と言われる専門職の方が常勤で勤務しております。あとは非常勤の方で、介護予防の関係の職員が2名ないし1名というところで体制を組んでございます。

以上でございます。

○1番(森田真一君) この3職種の方が常勤で、それ以外の方は非常勤というような感じでよろしいのでしょうか。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 3職種が常勤で、あとの方は非常勤というところでございます。

以上です。

○1番(森田真一君) これに関しては資料も出していただいたわけですが、いただいたこの職員数、平均在職期間を見てみますと、この3つの施設、いずれも平均在職期間がとても短いんですね。いもくぼは5人体制で今、これ今いらっしゃる人ということでもいいのかどうか確認しますが、平均在職期間が2年と10カ月、

きよはらは5名で平均在職期間が1年と10カ月、なんがいは5名で平均在職期間が3年2カ月といずれも3年ぐらいということなんで、でこぼこは当然5人の中であるんだとは思うんですけども、何か随分短いというふうな印象を受けたのが率直なところでありますし、またその前はどうなってたんだろうかということも、おやっと思うところであるんですけども、これはどうなのかというのはわかりますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今回、提出をさせていただきました資料でございますけれども、現在勤務をしている常勤スタッフのほかの非常勤も含めた職員の在職の期間の平均年数というふうになってございます。在職期間についてでございますけれども、スタッフが継続して在職をしているほとと支援センターもでございます。一方、職員の退職であるとか、あるいは異動であるとかというところで、平均してこのような在職期間になっているというのが実情でございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 私も利用されていらっしゃる方から最近、伺ったのは、もう10年近くっていったかな、何年も勤めてらっしゃる方が突然やめちゃって、ちょっとびっくりしたんですというようなお話をいただいたばかりなんです。この包括ケア支援システムの中核を担っている施設で、一体どういうことが今起こってるんだろうかというふうに、それで疑問に思っ、今回この3館の資料をいただいたわけなんですけども、じゃ一体、全体的にはどうなってるんだろうかということも気にかかったんです。

それで、たまたまなんですが、ことしの3月にある調査研究が発表されて、これは三菱総合研究所、シンクタンクですよ——が、この3月に発表した地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業報告書というのが、これはホームページでも見られるんですけども、こういう資料が出ておりました。国の補助金ももらって全国調査を行った。26年の9月に調査をして、全国4,557カ所の地域包括支援センターと、それから保険者1,579団体について調査を行ったというものなんです。これ見てみますと、業務量が過大……。ごめんなさい、地域センター、抱えてる課題ということで、複数回答してるものなんですけど、まず一番多いのが業務量が過大だと。それから、業務量に対する職員が不足している。これが今、全国で包括支援センターを担ってる方たちの一番強く思われてることなんだそうです。

もうちょっと細かく紹介させていただきますが、このアンケート式になってる自由記述欄があるんですけども、見てみますと、非常にあつと思うようなものがいっぱいありまして、例えば独居高齢者、身寄りのない高齢者、家族が本来の役割を果たせてないケースなどがふえており、安否確認、生活支援、入院支援、緊急対応など、全てにかからざるを得ない状況に置かれることが多い。また何でも包括に相談といった傾向もあり、相談内容が幅広く初回の対応、相談内容を聞くだけでもかなりの時間をとられる。それから、現状でも要介護者の委託先がない、今後の法改正でより一層委託先の確保が困難と思われる。一次予防、二次予防、介護予防の対応で精いっぱい、実態把握まで回れない。相談件数がふえて、地域のニーズ把握の業務が困難だ。老人会、自治会、民生委員、ボランティアなどのネットワークの構築を図ることは難しい。医療機関との連携、特に病棟看護婦とのやりとりが難しい、また医療系サービスがない。こういった声もありますし、それから事務員を採用するだけの予算がないので、本来業務のほかに事務作業を行わなければならない業務量がふえる。委託料が少ない。経験年数の長い専門職を雇用するには不十分などなど、本当に切実な悲鳴と言ってもいいんじゃないかというふうに思うんですけど。ああ、こんなものもありますね。人員確保のために募集を出しても、なかなか応募は来ない。それから、職員の離職率が高く、質向上の継続が困難。報告書、調査票の提出が多く、事務量の負担が過大。非常に悩まれているし、どこの包括支援センターでも、これは共通してこういう傾向があると

ということが、これでわかります。

この3つの包括支援センター、ほっと支援センターで、これだけの在職期間が短くて、さっきお話ししましたけども、ベテランの方が力尽きてと言ったらいいんですかね、いろいろ事情あってやめてしまったというようなことが起こるといのは、こういったような共通した背景があるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員のほうから調査結果というようなことで、三菱総研の調査の御紹介ございましたけれども、当市における高齢者ほっと支援センターの職員につきましても、確かに業務量は増大しているところでございます。特にやはり福祉にかかわる、私どもの市の職員もそうですけれども、相談業務というのはとめどなく多いですし、際限がないです。どこまでやってもやり尽くした感というのはないですね。ですから、やればやるほど大変になりますし、特にひとり暮らしとか高齢者のみ世帯がふえていけばいくほど、そういう状況はどうしてもふえていきますので、それは今後も業務量がふえていくとか、相談業務に関しても非常に多くなるというのは、それはもうやむを得ないものだというふうには思っております。

当市におきましては、そのほっと支援センターの相談員と、あと市のほうのケースワーカーですね、それから高齢者の見守りぼっくすの職員などが常に連携を図りながら、高齢者の方々を支援しているというようなことで行っておりますので、確かに業務量が大変というようにお話もございまして、長年勤めていた方がやめられたというようなことも過去にもありましたけれども、それは必ずしも業務が大変ということではなく、それぞれの御家庭の御事情であったり、御自分のキャリアアップで、次の違う業務についたり、さまざまな御事情がございまして、必ずしも業務量が大変ということでもございませぬので、それはさまざまであります。業務量の過大であるということに関しましては、それはやむを得ないことではございますけれども、それをいかに負担、負担は大変だというのは重々、私も現場にいたので承知しているところでございますけれども、そこをどのようにみんなで支え合って、やはりよりサービスの向上に努めていくかというのが、やはりこれからまた皆で考えていかなきゃいけないことかなというふうには考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 個々には、やめられる事情って、そのときそのときいろんな理由がありますから、例えば具体的には、1次的には家庭の事情だったりとかいうこともあるわけですけども、こういう専門職の方ですから、例えばその事業所をやめても、次の事業所で同じような仕事を続けるという方は、一般的にはたくさんあるわけですけども、じゃ実際そうなんだろうかというふうなことも気にかかるわけでありまして。同じ事業所の数の中で、同じ人が違う事業所にぐるぐるぐるぐる動いてるんであれば、これは足りるわけですよ。ところが、そういう状況にはないわけです。先ほどもこのレポートの中で紹介されてましたけど、幾ら募集かけても人が来ないんだというような話がありました。東京で今どうなってるんだろうかというののもちょっと見てみただんですけども、ハローワークは求人求職のバランスシートというものをずっと出していますけども、ここ1年ぐらいのデータを見てみましても、例えばケアマネジャーさんなんかとか、こちらでお勤めされてるのは社会福祉士の方なんか該当すると思うんですが、社会福祉の専門的職業というのは、ことしの4月でいうと有効求人倍率2.87倍、これ常用の方ですね。パートでもしようがないかというふうに思っても、やっぱり2.73倍というふうになっております。これついでで言うと、現場でケアを担っているような方なんかでいうと、これはカテゴリーがちょっと変わっちゃうんですけども、常用の方が、介護サービスの職業というのに該当するんですけども、ここでいうと常用の方が2.99倍で、それからじゃパートの方を探すということになると、これ

は6.95倍と。本当に探すといっても無理という、無理といっても探すんですけども、そういうような状況に今、この雇う側と、求職するほうとされるほうとの関係になってるということは確認をしておきたいというふうに思います。

一方で、今回の介護保険の報酬の制度の内容を見ても、1つわかるのは、なるだけ専門職の方に定着していただいて、その方が職場の中に一定数いれば加算をしますよとか、こういうふやし方、お金のつけ方になってますから、たまたま新しい人を見つけることができれば加算につながる可能性はあるわけですけども、それができないと加算にもならないというふうに制度上は見えるわけですね。そこはやっぱりこの保険の制度の中でじゃなくて、外からまさしくみんなで応援ってさっきおっしゃいましたけども、みんなで応援しないとまずいんだという状況なんだと思うんです。

ちょっと私もうろ覚えなんですけど、23区の中でもどちらかの区ではやっぱり、区が独自に補助をつけて報酬をふやす、加算するというようなことも今度やるんだというようなお話もちょっとちらっと聞いておりますし、また直接この介護報酬をふやすだけじゃなくて、1回やめたような方が新しい職場により戻りやすくするために、1人で仕事するんじゃなくて、もう一人、一緒に動いてもらうような同職種の方をつけて、だんだん仕事に復帰するのになれていただくというようなやり方で補強するんだとか、さまざまな工夫をしてる自治体があるというふうに伺っております。

いずれにせよ、繰り返しになっちゃいますけども、今この保険の制度の中だけで事業所が何とか頑張っって加算もとれるようにして、経営を立て直すというふうには、もう制度上になってないような気がするんですけど、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 介護人材の確保ということで、国のほうが加算の制度ということで、今回また行っているわけでございますけれども、それはやはり国のほうの考えで、それがあって人材の確保が引き続き行われるだろうということで行われてるものでございます。市といたしまして、そういった、特に高齢者ほっと支援センター、地域包括支援センターの職員の部分での人材確保という観点におきましては、今後、介護予防の機能強化とか、それから認知症の部分というようなところで増員等も念頭に置きながら、検討してまいりたいなというふうに考えてるところではございます。今後もやはり地域包括支援センター1カ所当たりの適正な高齢者人口というのが、以前より言われておりますことから、そういったところも見据えながら、よりなるべく業務量が過重にならないような形の人員体制の整備というものは、今後考えていかなければいけないというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ほかの方への御説明ですとか、また前回の議会でもそうだったかと思うんですけど、この27年度からは介護報酬全体は引き下がるんだけれども、東大和でいうと地域手当が上がるから、大体いって来いになると言ったらいいんですか、別にそれで楽になるとまではたしか言ってなかったと思うんですけども、ある程度、改悪って言葉が適当かどうかわかんないですけど、改悪が軽減されるんじゃないかというふうにしたしかおっしゃってたというふうに思うんですけども、ここ27年度においては、今その点ではどういう状況になってるかというのはおわかりになりますか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今の議員からのお話は、地域区分と言われるものの関係でございます。この平成26年度までの過去の3年間ですね、平成24年度から26年度までの3年間については、その介護報酬の上に地域区分ということでそれが掛け算されて、1単位当たりの金額に今それが掛け算されて、それが報酬、事業所に入

る介護報酬額になるんですけれども、それが東大和市におきましては近隣市よりも低く抑えられておりまして、5%というような状況でございました。平成27年度から29年度までの第6期の介護保険事業計画の中では、大変市長に御尽力いただきまして、厚生労働省のほうなどにも行っていただいた結果、当市におきましては地域区分が12%というようなことになりまして、介護サービスの事業所の方々からは、何とか黒字になりそうだというようなお話もいただいておりますので、そういう意味では大変市長に御尽力いただいた結果が出てよかったなというふうには考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君）　そうですね。私もちょっと質問の前には、今回、今まで6級地だったから27年になっちゃうとまたもとに戻るのかなとか、あと資料を見たら6級地はたしか6%ってなったなって思ったもんですから、これだけ本当に頑張っていたということがよくわかりました。とても重要なことだと思います。本当にありがとうございます。

では、介護保険の関係につきましては、先ほど冒頭でも、なぜこの質問をさせていただいたかということをお先に述べさせていただきましたけれども、現場は非常に大変な状況になっているということが、そのことが翻って市民の皆さんにとっても利用に、非常に困難を来しているという状況がまずあるということをお話を、今の時点でもそうなんだということをお伝えしたくてさせていただきました。ぜひ、今後とも引き続き高齢者の介護報酬を後退させることがないように、お力尽くしていただきますようお願いいたします。

じゃ、この項目については以上であります。

続きまして、生活困窮者自立支援制度並びに生活保護制度についてお伺いをいたします。

生活困窮者自立支援法が、この4月から施行されました。当市は昨年6月よりモデル事業で、東大和市らし・しごと応援センター　そえるを発足させ、ちょうど1年を迎えたこととなります。そこで、お伺いしたいんですが、これはその前の従前の就労支援員による就労支援の対象者と、この26年度で自立支援された、御相談を受けた方々というのは基本的には同じ層だというふうに思っているのでしょうか。

○議長（関田正民君）　ここで10分間休憩いたします。

午後　3時32分　休憩

午後　3時42分　開議

○議長（関田正民君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部参事（尾崎淑人君）　私が先ほど答弁をいたしました負担限度額認定を受けている被保険者数「3,382人」と申しましたが、「661人」でございますので、訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○生活福祉課長（東　栄一君）　従前から実施しております就労支援員による就労支援の対象者は、生活保護の受給者を対象としています。一方、生活困窮者自立支援制度におきましては、生活保護には至っていない、生活困窮者に対する第2のセーフティネットとして創設した制度でございまして、したがって対象者は同じ層ではございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君）　いただいた資料を見ますと、相談件数が150件、支援プラン作成45件とあるんですけども、相談だけを受けて支援プランまでつくらないというような場合があるのでしょうか。差の105件というのは

どんな感じなのかと、教えてください。

○生活福祉課長（東 栄一君） 相談件数150件と支援プラン作成45件の差の105件についてでございますが、そえるでは経済的な問題とあわせまして精神的な問題や家庭の問題、健康上の問題などさまざまな課題を抱えた方のために、総合的な相談窓口として実施してございます。支援プランにつきましては、相談者にそえるが寄り添って支援していくためのものがございますので、支援プランの作成につきましては相談者の合意が前提になります。ですから、相談に来られて支援プラン作成までには至らないケースもございますし、相談が継続中の方もおられます。また内容におきましては、生活保護のほうに申請いただくこともあります。このようなことから、相談件数と支援プラン作成件数には差が生じてるという理由でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 行政報告書、21年から25年にかけて見てみますと、就労支援の就労者は50人程度を前後して推移してたわけですけども、自立支援の就労決定者27人と、それから就労準備支援の3人の方、足すと30ということなんですが、数字としてはこれが対応してて、それで支援を受けなければいけない人と言ったらいのかな——が少なくなってる傾向なのかどうなのかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○生活福祉課長（東 栄一君） 先ほど申し上げたとおり従前の就労支援員のそれは生活保護受給者を対象としたしまして、生活困窮者自立支援制度につきましては、生活保護に至っていない生活困窮者を対象とすることから、対応はしていないということですね。資料にあります自立相談支援事業の内訳にあります就労決定者数27人というのは、生活保護の受給者じゃない方について27人を就労に結びつけることができたという意味でございます。なお、就労支援員による従来の生活保護受給者への就労支援における就労者数は、26年度は56人でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

この就労準備支援の具体的なサービス内容とか活動について教えてください。これは任意事業ということになるのでしょうか、教えてください。

○生活福祉課長（東 栄一君） 就労準備支援事業につきましては任意事業になります。就労準備支援につきましては、直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対して就労体験等を通じた訓練や、それから生活習慣確立のための指導、それと地域活動への参加等の日常、社会生活自立のための訓練など、就労に向けて準備をするための支援でございます。就労準備支援の具体的なサービス内容や活動内容につきましては、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を約6カ月から1年程度としまして、この中で計画的かつ一貫して支援する事業として実施しています。内容としましては、3つありまして、生活習慣形成のための生活自立段階と、それから社会的能力を習得するための社会自立段階、それから一般雇用の就職活動に向けた就労自立段階、この3つに分けて生活困窮者の状況に応じた段階的な支援を行うこととしています。具体的には、ボランティア活動として緑道などの清掃作業や内職的な作業を行ってるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） こういう寄り添い型の仕事というのは、本当に大変なものでありますけれども、この準備支援事業というのはなかなかできてない自治体もありますもんですから、早くからこういう活動も含めて準備をされたというのは、大事なことなんではないかなと私は思っております。

今度は生活保護のほうでちょっとお伺いしたいんですけども、今ケースワーカーさん1人当たりで担当され

てるケースの件数というのはどれぐらいになってんでしょうか。

○生活福祉課長（東 栄一君） ケースワーカー1人当たりの担当件数でございますが、27年3月末時点で申し上げますと、保護世帯が1,254世帯、ケースワーカーは12名ですので、1人当たりの担当件数は105世帯でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 100を超えると非常に現場は大変になるというふうなことがよく言われておりますけれども、これはケースワーカーをふやしてほしいというのは、まず大前提なんですけれども、今回、そえるさんのほうのお仕事について聞きたいと思ったものですから、ちょっとそっちのほうとの関連で聞きますけれども、生活保護の相談に伺うときに相談員の方と同席をして、そえるのスタッフの方が一緒に相談に携わってくれていることは、ここ1年ぐらいありまして、私も何度か御相談に伺ったときに非常に親身にやってくださって、心強い思いをしたところなんですけれども、このそえるさんが相談業務に入っただけで、ケースワーカーさんですか相談員さんの業務負担とか、心理的なことも含めてですけども、軽減につながっているかどうかということはどう思われてますでしょうか。

○生活福祉課長（東 栄一君） 数字で申し上げますと、そえるの26年度の相談受け付け件数は、資料にあるとおり150件でございました。一方、生活福祉課での相談件数は、26年度は408件でございましたが、その前の年の25年度は481件で、前年度に比べまして73件ほど減となっております。これは従来の生活福祉課で受けていた相談の一部を、そえるが受け皿となったことによるものではないかと推測しているところでございます。また生活保護の相談に来所しましたけど、その後、生活保護の申請に至らないようなケースにおきましても、それはそえるにつなげようということは可能になっておりますので、その意味でケースワーカーの負担軽減には十分つながっていると考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） また、ちょっと自立支援事業のほうに戻らせていただきますけれども、自立支援事業の必須事業と任意事業というメニューが示されていて、この必須事業というのは自立相談支援事業と、それから居住の確保の事業ということになりますが、任意事業のほうでいいますと、先ほどありました就労準備支援事業と、それからこちらでは家計相談についても実施されているというふうに書かれております。それから、あとはメニューで言うと子どもの学習支援と一時生活支援事業というのが示されているんですけども、これどういふもので、今の時点でやっているとかがやってないとかいうのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○生活福祉課長（東 栄一君） それでは、現在そえるで実施しています自立支援事業の必須事業と任意事業のメニューについて御説明させていただきます。

今お話がありましたとおり必須事業につきましては、自立相談支援事業と住宅確保給付金の支給を、それから任意事業といたしましては、就労準備支援事業と家計相談支援事業を実施しているところでございます。

必須事業のうち、自立相談支援事業につきましては中核的な事業になります。生活困窮者のさまざまな方に対応しまして、本人の抱える課題に対しての的確な把握、分析を行い、状況に応じた適切な支援の実施のための自立支援計画を作成し、継続的に支援を行うものでございます。また包括的な支援を実現するための関係機関との連携調整や支援の実施状況の確認も行っております。住宅確保給付金につきましては、離職等により住宅を失った、またはそのおそれのある生活困窮者で、所得の一定水準以下の者に家賃相当の住居確保金を期限つきで支給するもので、再就職に当たり居住の確保を目的としたものでございます。

それから、次に任意事業です。就労準備支援事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対して、就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための指導、地域活動の参加等の日常生活をするための訓練など、就労に向けて準備をするための支援でございます。

最後に、家計相談支援事業につきましては、家計に関する相談、それから家計簿の作成など、家計管理に対する相談ですね。それから債務問題については、法テラスなどへの関係機関へのつなぎや、社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付のあっせんなどを行うことによりまして、家計収支の改善や会計管理能力の向上などを図ることにより、自立した生活の定着を支援するものでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今後、この任意事業については、何か拡大をしていこうとか何か計画みたいなことというのはあるんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほど課長のほうから、うちの市で取り組んでいない任意事業といたしましては、子どもの学習支援事業、それからあと一時生活支援事業でございますけれども、当市におきましては学習支援事業につきましては生活困窮者の御家庭のお子さんを対象とするということで、非常に対象者が限られるということでございます。当初、平成26年度にモデル事業を実施するときに、この学習支援事業も取り組もうかということで検討はしたんですけども、事業の実施方法などで塾形式で集めて行うというようなこともありまして、当市のような小さい市ですと、その子供たちだけを集めると、生活困窮者だというのがちょっとわかってしまうようなこともあるというようなこともあって、そういうのも少しどうなんだろうということで、少しやり方をやはり考えなければいけないねというようなことになりました。また学習支援の事業を開始するに当たりましては、今申し上げたとおり場所の問題であるとか講師の問題ですね、それから対象をどのように集めるかということもございまして、回数とか、あと通う方法等もさまざまございまして、そういったところでなかなか、やっぱり難しいんじゃないかということで、現在取り組んでいないというような状況でございます。別の議員の一般質問の中で、子ども生活部長のほうからお話しさせていただきました市内に無料の学習塾ということで、東大和市の中で取り組んでくださってる団体の方がいらっしゃいますので、そういったところを御紹介をしたりとかということで、まずはやっていきたいなというふうなことで、今考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） まだ、この自立支援事業の基本が示されてないころ、もう3年か4年ぐらい前でしたけど、私もこういった取り組み、埼玉なんかでは発達しているんで、取り組み事例なんか聞いてきて、いいなとは思ったんですけど、やっぱり生活保護の方に絞ってというふうにやると、なかなか御本人たちの気分、感情の問題も含めてどうなのかなというふうなお話はやっぱりどこでもあって、四国のあるまちなんかでは、もうそういうふうには絞らないでどなたでもというやり方でも、同じくやっているというふうなお話もありました。その後、数年たちましたんで、この事業どういうふうになってるかということまでちょっと私、フォローしていないんですけども、形はさまざまであっても中身でそこに役立つような形で支援をしていただけると、本当にいいのかなというふうに思っております。

自立支援事業については、時間の関係もありますので、これで締めさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、市内小規模企業の振興施策についてです。

最近、市内のある商店会でも、近日、解散を予定しているというふうに実は伺いました。全国の経営者の方というのは、今4割近く70歳以上と言われて、いずれも事業の継続に困難をしているということの一つのあらわれなのかなというふうに今思いました。26年の6月から小規模企業振興基本法というものが施行されまして1年たちました。このような事態の打開に役立つことになる制度になればいいなというふうに考えているわけなんですけども、これについてお伺いするものです。

まず小規模企業振興基本法について、概略、簡単に御説明いただければというふうに思います。

○市民部長（広沢光政君） 小規模企業振興基本法、こちらでございますけれども、中小企業基本法が成立して以来、51年ぶりということで経産省、経済産業省として戦後2本目となる基本法だということだそうです。小規模企業につきましては、人口減少、高齢化、海外との競争の激化等、経済の構造的変化に直面しております。売り上げや事業者数の減少、それから経営層の高齢化等の課題を抱えているという現状でございます。一方で、日本全国に景気の好循環を浸透させ、地方に強靱な自立的な経済を構築するためには、雇用を支える、そしてまた新たな需要にきめ細かく対応できます小規模企業の役割というものがあります重要となってきたところがございます。

今回の小規模企業振興基本法につきましては、今申し上げましたような認識のもとに、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築しまして、小規模企業が日本経済の中心として活躍できるように、そして小規模事業者の事業の持続的な発展が図られるように、長期にわたってこういった事業者を支援するための環境整備を進めることを目的に、策定されたものということで伺っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

私もこの資料を見てびっくりしたんですけれども、経産省がホームページで中小企業、小規模事業者の数の集計を公表しますというふうに掲載をいたしました。これ2012年2月時点という集計だそうですんですけども、これ見ますと日本全体でということになるんですけども、80年代後半から、この中小企業の減少が著しくなっていて、これがとまらないと。こうした厳しい状況の中で企業数の減少を食い止めて反転させることを、今回この法改正の中で目標にするというような趣旨のことが書かれておりました。全企業は、この2009年から2012年の間に、全企業でいうと8%減ってるんですけども、うち中小企業全体でいうと8.3%減っている。そして小規模企業というのは業種にもよるんですが、5人以下の事業所ということの意味するそうなんですけれども、ここも8.8%と。ほとんどなくなっているのは、この5人以下の小規模企業なんだということなんだそうあります。特に目立つのが、廃業自体はそんなに変わってないんですけども、開業をする人がすごく少なくなっていて、2009年は5%ぐらい開業があったのが、今はもう2012年では2%を切っていると、このことを問題にしておりました。従来からも、アメリカやイギリスなんかと比べて開業が余りされにくいのが日本の特徴なんだということをよく言われたわけですが、そうこう言われても、今回あらゆる形で支援が始まるというところだそうです。

お伺いしますが、この市内で小規模企業に該当するようなところを支援する機関ということになると、どういふところが挙げられるでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 市内における小規模企業の信用を担う機関といたしましては、中小企業大学校、商工会、農業協同組合、銀行、信用金庫等の金融機関、NPO法人等が考えられます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 東大和市では、25年の3月に市の産業基本計画を策定しましたがけれども、新たに小規模企業振興法ができたことで、この位置づけですとか強化点みたいなことということは出てくるのでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 東大和市産業基本計画におきましては、市内の産業活性化を図るために観光を活用して農業、工業、商業ですね、こういったことが連携しまして東大和市のブランド構築を目指すというふうに目標を立てているところでございます。そのために、まず事業関連団体の連携、それから新規産業の創造、育成が必要となってくるというふうに認識しております。一方で、今回、今お話に出てます小規模事業振興基本法、こちらの第9条におきましては、小規模企業の振興を図るため関係者相互の連携、それから協力が規定されております。この中で国、地方公共団体、中小企業基盤整備機構、当市でいえば中小企業大学校でございますけれども、こういったところは相互の連携を図り協力するように努めなければならないというふうにうたわれておりますので、今後の小規模企業のさらなる支援を推進するため、先ほどお話ししました地元の中小企業大学校など関係団体との連携強化を一層図っていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

なお、当市におきましては、昨年度、創業支援事業計画、これを策定しまして国から認定を受けておりますが、その中で商工会、それから中小企業大学校東京校と新たに連携することとなりましたことから、今後そういった機関とのさらなる連携の強化というものが、課題になってくるものというふうに認識しております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 他の議員の方の御質問の中でも、市が、東大和市創業塾というのを今度実施されるということではありますが、中小企業大学校が舞台になるわけですが、中小企業大学校ではほかにどのような方々を対象に支援が行われているのかというのも、簡単に結構なんですけど教えていただければと思います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 中小企業大学校東京校では、中小企業の経営者や後継者、管理者等を対象に専門的な研修を実施しております。幾つか御紹介させていただきます。

1番目といたしまして、経営後継者研修でございます。こちらは中小企業の経営後継者を対象に10カ月間の全日制で行い、今年度は24名の受講者を受け入れております。経営管理者研修につきましては、経営者、経営幹部候補者を対象にいたしまして、60日間の通いの研修を実施してございます。工場管理者養成コースは、工場管理者等を対象に通いで週3日間、全18日間の研修を実施してございます。また1日から15日間の研修期間で、経営戦略や財務管理、生産管理等を強化する各分野の研修が行われてございます。東京校では、これらの中小企業者研修を年間1,300名ほどの方が受講してございます。

次に、中小企業を支援する行政機関や商工会等の担当者を対象にした研修や、中小企業診断士、第1次試験合格者を対象にする6カ月間の中小企業診断士養成課程が開校されております。

次に、中小企業等の経営改善計画の策定支援を行う税理士、公認会計士、弁護士等を対象にいたしまして、中小企業経営改善計画策定支援研修が行われております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今お話あった中で、中小企業を支援する行政機関等々の担当者の研修というのがあったんですけど、これは市の職員さんなんかを受講するような機会もあるのでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） こちらの中小企業大学校のセミナー、こういったものの中で、先ほどお話しした2番の関係で、そういった関係機関の職員を対象にというものがございまして、特に中小企業大学校東京校で実施いたします講座の中で、自治体職員向けの研修といたしまして、市区町村等産業振興関係者研修、こういった研修がございまして。こちらの全4日間の日程で開校されているものでございます。当市におきましては、本年

度はこちらの研修には参加予定はございませんけれども、現在、市の職員につきましては中小企業大学校東京校が実施しております創業セミナー、それからワークショップ、こういったものに参加いたしまして地域活性化に向けた知識のほうを習得させていただいてるところでございます。

また市では本年、7月4日より東大和市創業塾、こちらのほうを中小企業大学校東京校内のビジネストで開催いたします。経営財務、人材育成、販路開拓の各講座を実施いたしますけれども、市の職員は事務局といたしまして、この創業塾に参加して受講生の皆さんとともに創業に必要な知識を習得してまいります。

以上でございます。

○1番(森田真一君) 実は私たち議員団も、先日、この中小企業大学校、見学をさせていただきまして、そこでも先生方からお話を聞く機会もあったんですけども、せっかくいい施設が近くにあるから、これもぜひ活用してほしいということを先方からも要望としてもありましたし、私たちも本当にそうだなと思いました。特に創業の関係でいいますと、イメージからすると中小企業の経営者という、いかにも工場主みたいな方が多いのかなと思ったら、意外と最近はそうでもなくて、本当に趣味の延長から手工芸品ですとかカフェの起業を試みるような、近隣の主婦の方なんかも含めて、個人事業の方も大いに利用してほしいということでありましたので、ぜひこういった事業もやってるんだということを、市からも宣伝をしてほしいというふうなお話をされてきました。

先日、NHKのニュースで小規模企業振興基本法について取り上げられました。各地で成功してる事例として、例えば台東区ですとか、また静岡県の富士市なんかで非常に効果的に事業をやっているようなところがありまして、台東区の場合なんかですと、10年間、ちょうどビジネストみたいな事業だと思うんですが、いわゆるインキュベーションというんでしょうか、こういった事業をやって、10年間で60社の方たちが起業したんですけども、10年間、廃業がゼロだと。それから富士市の支援センターでは、相談者の方の7割が売り上げ増につながったということを、非常に効果的なものなんだという説明がされていました。

さらに、アベノミクスによってトリクルダウン効果で景気が回復するというふうに、この間、喧伝されていたんですが、実際には、これニュースの中での説明ですけども、実際には日経平均株価の指標となるような大企業しかその恩恵を受けていないというふうに説明をされていて、小規模企業振興基本法には、いわゆる成長発展型の支援という考え方、ひっくり返していうと市場に対応できなければどんどん退場していただきたいな考え方から脱却して、今事業をやってる方たち、これからは小さいなりわいをするような方たちが、持続的に営業していける持続支援型の経済成長に変えていこうという、こういう発想が実はあるんだというふうに、そのニュースの中で専門家の方もおっしゃっていました。

ぜひ、せっかくの資源がここにあるんで、これは皆さんからも随分言われたんで、改めてということになってしまいますけども、利用が進むようにということをお願いしたいというふうに思います。私たちも視察に行ったりだとか、いろいろ地方の議員なんかとも交流する機会があるので、こういう施設がすぐそばにあるんだなんて話をしながら、地方の事業所が東京に進出、関東に進出するときに足がかりに使うという、こういう使い方もあるんだって先生方、言っていましたんで、東大和や、また小平が産業のハブになると言ったらいいんですかね、ハブになるような、そういうふうな見立て方をして活用してほしいというふうにおっしゃっておいりました。

それから、次の質問なんですけども、墨田区では国が新たに実施した創業・第二創業促進補助金、小規模事業者持続化補助金というのを利用して、創業や小規模事業者の販路開拓に向けて実施をする事業に対して、個

店の出店や店舗改装等にかかる費用の助成を行うというふうにしています。当市では既に店舗リフォーム、実施をされておりますけれども、この補助金の活用なんかはできないものなのかということも伺いたいんですが。

○市民部長（広沢光政君） 今御質問者のほうからお話があった補助事業、墨田区が活用しようとしております補助事業でございますが、そのうちの小規模事業者の持続化補助金、こちらにつきましては当市におきましては市の商工会、こちらにおきまして受け付けを行っております。と申しますのは、この補助金につきましては、商工会等の助言を受けまして、事業者さんが経営計画を作成し、その計画に沿った販路開拓の取り組みを行う、そういう事業者に対して国が助成をする制度でございます。内容的には、チラシの作成とかホームページの作成、あと店舗の改装等に利用できるというものでございます。商工会によりますと、当市におきましては26年度で9件ほど、本年度は現在6件が採択されてると、国のほうに採択されてるということでございます。当市におきましては、墨田区のような、今お話しした国の助成制度への上乗せの制度というものはございませんけれども、御質問者のほうからお話あったとおり、当市のほうでは店舗改装等の独自の助成制度といたしまして、市内建設事業者の不況対策といたしまして実施しております店舗のリフォーム工事を、市内建設事業者に行った場合の工事金額の一部の補助、こういったものを行っております。今お話しした国の補助金の助成を受けた事業者の中で、今の市の建設事業活性化住宅リフォーム助成補助金、この利用に該当する方につきましては、市のほうの補助金も受けることが可能というふうになってございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

時間の関係もありますので、次の項目に行かせていただきたいと思います。

市立狭山緑地の管理についてなんですが、私も利用者の方から声かけられて、アスレチックの遊具が大分シロアリに食われたりとかしてちょっと危ないんじゃないですかというような話もあったものですから、一応自分でも見に行ってみたんですけども、この管理についてどんなふうにされてるかということをちょっと教えていただけますでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 管理につきましては、シルバー人材センターのほうに委託しております中で、月1回の点検で行っております。その内容としては、本体の腐食、破損の状況を初め、取りつけ金具の緩みやがた、ロープの破損や張りぐあいなど、安全第一の点検を実施してるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 個々見てみると、随分新しいものから古いものまで相当差があるようなんですけども、管理の仕方というのはどんなふうにしてんでしょうか。例えば何年ぐらいにできたから、もうこれはそろそろ更新なんだとか、まだ寿命としては、見た目もそうでしょうけども、まだ大丈夫とかいうのは、どんな判断基準みたいなのというのはあるんでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） アスレチック遊具につきましては、25年度に長寿命化の中で健全度というものを出示しております。その中で、健全度Dならば使用禁止にして撤去というようなルールになっております。またCについては、要点検で交換すべきものはするというような形になっております。この健全度について判定されて、その判定をもとにシルバー人材センターのほうの職員のほうで点検していただいと。今現状ある遊具については、一応安全であろうというふうに判断してるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私が見た限りでは、一応自分でも乗っかって大丈夫かなとか、少し押してみたとか、

腐ってるところなんかちょっと押ししてみたりとかしながら、一応確認はして多分そのとおりだなというふうに思いました。ただ、もう一番古いブランコの柵みたいなのがありますね、あれもうひもとかはつるしてないから使用してないことを前提にまだ残ってんだと思うんですけど、あれの足元のところも相当腐ってて、ちょっとこれぐらいは早目に撤去したほうがいいんじゃないかなというふうに思ったんですけども、先ほどA B C D っていうふうにランクづけしてて、Dだともう除去ということだと思うんですけども、今のところは一番危なそうだと私が見たやつもCランクということでもいいんでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） その今お話がありましたのは、タイヤブランコと呼ばれてる遊具かと思われます。こちらについてはDランクがついておりましたので、タイヤの要は座面の部分ですね、そこを取り外した状況になっております。この基礎の部分については、近日中に撤去をしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○1番（森田真一君） あと、この交換等についてなんですけど、シルバー人材センターの方が日ごろ面倒を見てくださってるってことなんですけど、遊具、そのまま除却しちゃうのか、それともまた新たに同じものを設置するのかわかりませんが、もし設置工事みたいなことあるんだとすれば、ぜひ地元の皆さんにやっていただきたいというふうに思うんですけども、そういうようなことは可能かどうかということと、それから最近やっぱり多摩産材をぜひ使ってほしいというようなことも言われているわけですが、こういったものの利用なんかは検討の余地があるかどうかということをお伺いします。

○環境部長（田口茂夫君） 遊具の設置につきまして、地元業者ということでございますが、基本的には金額的にも高価なものでございますので、競争入札等を基本としておりますけども、近年設置しております遊具につきましては市内業者が落札しておりますので、そういった活用が図られているかなというふうに思っております。また多摩産材につきましてでございますけども、現在、公園につきまして長寿命化とともに、現在、特色ある公園としての方針の検討を進めております。多摩産材の遊具につきましては価格の問題ですとか種類、耐用年数、維持管理の対応など内容をよく確認いたしまして、活用につきましては研究してみたいというふうに考えております。以上です。

○1番（森田真一君） どうぞよろしくお願いいたします。

これで4問、質問させていただいたわけなんですけども、私も2期目に入ってなかなかこの質問がなれなくて、本当に苦勞しながら質問させていただいているんですけども、とりわけ今回、新しく3人の方が質問に立たれて、本当に堂々とした質問をやってらっしゃったんで、私も本当に新しい方に倣って頑張って勉強して、いい質問ができるように努力をしてみたいと思います。

これからもよろしくお願いいたします。きょうはありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす24日から26日及び29日の4日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（関田正民君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 4時21分 散会